平成２９年　第４回　芦屋町議会定例会会議録　（第２日）

平成２９年１２月１２日　（火曜日）

議　事　日　程　（2）

平成29年12月12日　午前10時00分開会

日程第１　一 般 質 問

【　出　席　議　員　】　（１２名）

１番　内海　猛年	２番　松岡　　泉	３番　今田　勝正	４番　刀根　正幸
５番　妹川　征男	６番　貝掛　俊之	７番　田島　憲道	８番　辻本　一夫
９番　川上　誠一	10番　松上　宏幸	11番　横尾　武志	12番　小田　武人

【　欠　席　議　員　】　（なし）

【　欠　員　】　（なし）

事務局出席職員職氏名

局長　池上　亮吉　　書記　中野　功明　　書記　中山　理恵

説明のために出席した者の職氏名

町　長	波多野茂丸	副町長	鶴原洋一	教育長	三桝賢二
ﾓｰﾀｰﾎﾞｰﾄ競走事業管理者	大長光信行	会計管理者	村尾正一	総務課長	松尾徳昭
企画政策課長	中西新吾	財政課長	柴田敬三	都市整備課長	松浦敏幸
税務課長	縄田孝志	環境住宅課長	井上康治	住民課長	岡本正美
福祉課長	吉永博幸	健康・こども課長	濵村昭敏	地域づくり課長	入江真二
学校教育課長	新開晴浩	生涯学習課長	本石美香	競艇事業局次長	藤崎隆好
企画課長	浮田光二	事業課長	木本拓也		

【　傍　聴　者　数　】　７名

午前10時00分開会

○議長　小田　武人君

おはようございます。

ただいま出席議員は１２名で会議は成立いたします。よって、直ちに本日の会議を開きます。

―――――――――――――――・――――・――――――――――――――

日程第１．一般質問

○議長　小田　武人君

本日は、一般質問を行います。

あらかじめ提出されております通告書の順により質問を許します。

まず２番、松岡議員の一般質問を許します。松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

２番、松岡です。皆さんおはようございます。

きょうは２件質問させていただきます。１件目は、その前に通告書のとおりにですね、質問させていただきたいと考えております。まず１件目ですけども、教育環境の整備についてです。

我が町の学校は、クーラーを設置するところまでやってきまして、環境が整いつつあるかなというふうに考えます。学校は子供たちが生き生きと学習や生活を行うことのできる、安全で豊かな施設環境を確保することや、教育内容・方法の多様化に対応するための施設機能を備えることが求められております。文科省は新たな時代に向かって、学校施設整備指針を策定し、学校施設の整備やＩＣＴ活用による学習方法の充実を図っております。この状況を踏まえ、町は今後どのように対応していくのか。達成すべき目標を明確にすべきであると考え、質問させていただきます。

（１）なんですが、文部省が示す指針を踏まえ、教育環境の整備はどうなるのかということなんですが。現状についてお伺いいたしますけども、まず学校用具についてです。学校用具は、日常の学校生活の中で、児童・生徒が身近に使用するものです。また、一人一人の個性を生かした多様な学習形態と密接な関係があります。

遠賀中学校ではですね、古くなったＢ版規格の机を一新させたそうであります。使用の程度にもよるかと思いますけれども、我が町でもですね、今後のタブレットの利用等が考えられるわけですけれども、Ａ版規格への変更の考えはあるのかどうかお伺いいたします。

○議長　小田　武人君

執行部の答弁を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

机についてですが、現在のところ、一斉買いかえの計画はありません。その理由についてです

が、現在小中学校で使用している机は、平成１５年から１８年度ごろに購入した机がほとんどです。各校とも大切に使用しているため、ここ数年間は一斉に買いかえる必要はないと考えております。ただし、必要に応じて３０台から４０台程度を適宜購入はしております。また、これから教育ＩＣＴ機器を導入していく中で、机のサイズをＢ版規格からＡ版規格に変更、大きくすべきではないかとの議論もありました。これにつきましては、将来、机を買いかえる際も、改めてＢ版規格、旧ＪＩＳ規格のほうがよいとの回答を４校から受けております。確かに授業でタブレットを使用する場合、机が大きいほうがよいとの考え方はもっともです。その一方で、教室の広さはそのままです。教室は広げようがありません。例えば、現在の中学１年生は１２０名で３クラス、１クラスで４０人と、かなり窮屈な状態です。この状況で机をサイズアップすると、いよいよ窮屈になり、授業に支障を来します。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

学校のほうからはですね、今答弁がありましたように、今の机で問題なく使用できる。また機能的にも問題ないというような意見でありますようですけれども、やはり今後のタブレットの使用等を踏まえて考えた場合ですね、ひょっとするとＡ版じゃないと対応できないというようなこともあるかと思います。ただ、学校の教室の広さはですね、限定されていますので、そのあたりは窮屈になるというようなこともあるでしょうけども、今後ですね、教室の拡大、生徒数・児童数が減ってきている中でありますので、そういったことも含めた、勘案したですね、ことも考えなければならないのじゃないかなというふうに考えます。

それからですね、現在、トイレの洋式化等も含めてですね、学校のほうが取り組んでいただいておるんですけれども、現在のトイレ洋式化についての状況はいかがでしょう。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

トイレについてですが、町内４校のうち、３小学校は既に平成２５年度、２６年度に改修工事、特に洋式化、床の乾式化、みんなのトイレ設置を完了しております。残り１校、中学校におきましても、平成３１年度に改修工事を同様に予定しております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

トイレのほうもですね、洋式化はかなり進んでいるということで、今の答弁からしますと、３１年度までにですね、我が町の学校は、洋式化されて子供たちが使いやすい環境が整うということだと思います。

次ですけども、次はですね、バリアフリー化なんですが。これについてもですね、バリアフリー化についても、文科省のほうから、そういった指針が出ているわけですけれども。このバリアフリー化についてはうちの学校の状況はいかがでしょうか。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

バリアフリー化についてですが、現段階ではバリアフリー化のための改修工事計画はございません。平成２８年４月に施行された障害者差別解消法の趣旨等は承知はしておりますが、来校者等については、合理的配慮により、可能な限りの対応で差し支えないと考えております。ただし、入学予定の児童生徒のために、改修等の措置が必要な場合は、しっかりと改修工事を実施いたします。実際に６年前には山鹿小学校で手すりの設置、トイレ改修を行っております。また、今年度も中学校に来春入学予定の生徒のため、同様な手すりの設置、トイレ改修など必要な措置を講じる予定です。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今の答弁ではですね、現時点では、子供の状況により個々の対応がされているという答弁じゃないかと思います。ただですね、この学校の利用に関しては、まだ地域コミュニティ関係で、学校を使っているということは、非常に少ないかなと思いますけれども、今後近い将来ですね、地域のそういったコミュニティの拠点として学校を使う、複合化の意味も含めてですね、そういった可能性も高くなっておりますし、またですね、各小学校は災害時の緊急避難場所として、防災計画の中で示されているわけですね。そうした場合、災害が発生した場合に、高齢者の方、また障害者の方、そういった方が学校を使って、避難場所として使うというような状況が考えられるわけですけれども。そうした際ですね、障害者の方の対応の子供たちのために、日ごろから整備されておればですね、災害時の場合、それから地域コミュニティで使った高齢者の方が来られて学校に入られる場合、そういった際に使いやすいということになるかと思うんですね。そういうことだと思うんですけれども、この点を考慮した場合はどのようにお考えなのでしょうか。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

先ほど松岡議員が言われましたとおり、芦屋町では地域防災計画に基づいて、３小学校と中学校を指定緊急避難場所として指定しております。この緊急避難場所とは、津波、洪水等による危険が切迫した状態において、住民等が緊急に避難する際の避難先として位置づけるものであり、住民等の生命の安全の確保を目的としております。

現在、学校施設については、耐震化やトイレの洋式化、クーラー等の機能の充実及び先ほど言われました一部バリアフリー化という形の中で、小学生を対象としたバリアフリーをして、それが万が一災害が発生した場合、住民の一時的に避難場所として使用することについては、有効な施設として考えておりますけれど、全体的なバリアフリー化につきましては、施設管理者につきましては学校教育、災害に関しましては総務課が管轄という形になっておりますし、その施設の改修等につきましては、費用面もかかろうかというところもありますので、今後検討はしていかないといけないかなと。こういうところで、財源があるのかと。児童に対しての一部分的なところでなく、全体的なところでという形で、今、松岡議員のほうが言われておりますので、そこら辺の財源の手だてがあるのか等につきましても、調査・研究を今後していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

このバリアフリー化についてはですね、全国的にも、それぞれ検討されて、進めている中でありますし、町としてもですね、財源は十分にないというところもあるかと思うんですけども。今後、そういった防災のことも含めながら、また学校の障害児童に対する、そういった心優しい学校であるためにもですね、こういったバリアフリー化は進めるべきじゃないのかなというふうに考えます。

４点目になるんですけども、次はですね、エコスクールということなんですけども。あんまりエコスクールと言われても何かわからないですが、環境を考慮した学校施設。地域環境問題への対応が喫緊の課題と、今なっている中ですね、文科省では第２期の教育振興基本計画、再生エネルギー設備の導入、校舎の断熱性の向上や校庭の芝生化などの環境を考慮した学校施設の整備など、環境負荷の低減や自然との共生を考慮した施設を整備すべきと提唱しているわけです。これらは子供たちが環境を学ぶ教材として活用できる利点があります。またですね、環境教育の発信

拠点としての意義もありますので。現在ですね、我が学校はこういったエコスクールとしての取り組みは、実際は行われているのでしょうか。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

環境を考慮した学校施設の整備、いわゆるエコスクールの推進についてですが、特別な取り組みは実施しておりません。ただし、今まで推進してきた事業でも、環境に配慮していたため、エコスクールの目的と推進している事業に合致していると認識しております。

まず、芦屋中学校には、太陽光発電設備を設置し、校舎内には発電量を確認できる大型パネルを設置しております。そして平成２３年度からは、町内４校とも可能な範囲で緑のカーテンを整備しました。さらに山鹿小学校では平成１９年度にＰＴＡ主体事業ではありますが、ビオトープを整備しております。また３小学校の校庭は花壇等があり、事実上の芝生化であると認識しております。

今後進めていく事業におきましても、ＬＥＤ照明への移行など、環境を考慮した学校施設の整備、エコスクールの基本理念にできるだけ沿う方向性で推進していきたいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

実際は、明確な取り組みは行われていないということですけども、実際にはですね、それぞれの方向性としては、エコスクールとしての推進も図られているというふうに考えられるわけですけれど。特にここでちょっと強調しておきたいのはですね、こういった整備を行うことがただやるというだけじゃなくして、先ほど申しましたように、子供に対してですね、環境に取り組むことの重要性、また自分たちの学校がそれに対してですね、明確に対応している、そういうことをしっかりと訴えて、芝生植えをやったりする中、また、花壇をつくったり、整備、子供たちがやるわけですけれども。その際にですね、しっかりと子供たちに教育をしていただいて、環境にやさしい取り組みができるような子供たちに育っていただきたいというふうに考えますので、学校のほうでもですね､そういった教育をしていただけるように取り組んでいただければと思います。

次はですね、要望がありましたので、ちょっと御紹介したいんですが。学校のほうでですね、先般、学校にお伺いしたときに、学校の状態はどうなんですかとお伺いしたら、いや、サッシが動かない、サッシですね。老朽化対策で要望を上げておりますとか言われたんですけど、もうやっぱり塩害関係も、うちの場合はですね、海に近い関係もあるので。そういう意味からすると、

傷みやすい環境にあるかなと。やはり閉めようと思っても動かないので手を挟んだり、子供たちがする可能性があるので、ちょっと危惧していますという先生の話でした。これについてどのように町のほうは対応するようになっているのでしょうか。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

御指摘のように、町内学校の窓サッシの一部で、さびて動きが悪い箇所があるのは事実です。その状況は学校、教育委員会とも確認・把握しております。緊急に修繕対応が必要な箇所については、随時対応しております。また、全体の大規模改修につきましては、実施計画にも計上しており、今後は財源確保と実施時期を検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、１つの例で挙げさせていただきましたけども、そのほかに学校のほうからですね、町への要望は、何か挙がっているものがありましたらお願いします。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

施設改修についての学校要望ですが、毎年７月に町の実施計画及び施設整備計画に計上する事業を提出してもらっております。それらは、積算・設計をして概算を把握した後、町長部局に提出し、企画財政部門のヒアリングを受けて、実施の可否について判断してもらっております。また、毎年８月には芦屋町４校ＰＴＡ連絡協議会のほうから陳情を受け、その陳情内容についても可能な限り対応しております。そして、現在は、特に大きな施設改修に関する学校要望があるとは認識しておりません。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

真摯にですね、学校からの要望については、できる限りの援助をしていただきたいと思います。

最後にですね、この項目に関して教育環境整備の方向性について、今のところお考えがありましたらお願いいたします。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

芦屋町では、平成２９年３月に芦屋町公共施設等総合管理計画を策定しております。これに基づき、教育委員会でも個別の管理計画を策定する予定です。既に、教育委員会の係長たちで策定委員会を立ち上げ、検討を始めております。なお、平成３０年度までは検討期間とし、平成３１年度中に計画を策定したいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今の計画がありましたけれども、その方向性に向かってしっかり取り組んでいただければと思います。

次に移りますが、（２）はですね、ＩＣＴ活用の推進についてですけども。目指す姿はどういったものかということなんですが、またシステムの構築ですね、が急がれるわけですけれども、これについて、いつごろになるのかということで。教育におけるＩＣＴの活用は子供たちの学習への興味、関心を高め、わかりやすい授業や子供たちの主体的・協働的な学び、いわゆるアクティブラーニングを実現する上で効果的であり、確かな学力の育成に欠かせません。文科省は２８年の２月にですね、初等中等教育分野の教育の情報化の加速化に向けた施策の検討を行って、７月の２９日に教育の情報化加速化プランを策定しております。今後はですね、次期学習指導要領に役立つ、この加速化プランに基づいた推進が図られるかと考えます。現在ですね、２７年の３月のデータしかないんですけども、子供たちへのコンピューターの配分は大体６．４人に１台ということでですね、１年経って０．１ポイント上がっている程度しかないんですけど。今後はこういった加速化プランによってですね､割り当て量がだんだんとふえてくるかと思うんですけども。それで町がですね、教育に当たってのＩＣＴの活用に関して、どういうところを目指しているのか、目指す姿について説明をお願いいたします。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

まず、教育ＩＣＴ機器を導入する目的ですが、社会のグローバル化に子供たちが対応できるよう、新しい時代に必要となる資質・能力を育成することが大切であると考えております。何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシ

ップやチームワーク、コミュニケーション能力などをより向上させるためで、教育ＩＣＴ機器の導入は、その手法の一つであると考えております。

具体的には、電子黒板を導入することで、よりわかりやすい授業となり、教育効果を向上させます。また、データを活用することで、授業準備の時間が短縮され、教師が子供に向き合う時間をより多く確保できます。

タブレット端末を導入することで、子供たちがスキルを身につけ、タブレットを活用した授業により、課題の発見・解決に向けた主体的・協働的な学びが深まります。

統合型校務支援システムを導入することで、日常校務の負担軽減につながり、教師が子供に向き合う時間をより多く確保できるとともに、教職員の情報連携が推進できます。

イメージとしては、教師が電子黒板を使いこなし、よりわかりやすい授業をすることで、子供の学力向上につながり、教師の負担軽減にもなります。また、タブレットを子供たちが使いこなすことで、より参加型の授業となり、協働学習や課題解決型学習の効果が高まります。こうして、芦屋の子供たちに生きる力が定着し、あわせて学力を向上させることが目指す姿であるべきと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

加速化プランによりますとですね、教育のＩＣＴ化に向けた環境整備ですね、これについてはですね。ステージ３とか２とかいうのがあるらしいんですが、ステージ３が今後の次期学習指導要領に見合った環境整備であるということで、内容を見ますと電子黒板、それから学びのスタイルによる１人１台の可動式ＰＣ、それから無線ＬＡＮ、個人フォルダが必要となるというような環境整備について言及しております。また、そのほかですね、学習、子供たちが授業で学ぶために必要な有効に使うためのソフトの開発ですね、それの提供。それから学校の先生の労力の軽減を含めてですね、そういった特別な専門知識を持ったＩＣＴ支援要員の確保と、そういったところを確保していかないと、なかなか運用もままならないのかなというふうに考えますが、町のほうで、現時点での課題はどのように考えておられるでしょうか。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

教育ＩＣＴ機器を導入する場所は学校、電子黒板や校務システムを使うのは教師、子供にタブレットを使わせるのも教師です。このため、課題は教師の意識改革とＩＣＴ活用指導力の向上、

授業力の向上であると考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、課題が挙げられましたけれども、これに対しての対応をいかにするのか、説明をお願いいたします。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

まず、意識改革については、大多数の先生方は既に意識改革を終えていると認識しております。平成２９年度、芦屋町教育委員会と学校で学校ＩＣＴ部会を立ち上げ、どのようなマイルストーンで機器を導入していくか、導入の優先順位はどうするか、どのような機種を選定するか、どの教室に何台必要かなど議論し、その都度、学校で意見集約し、可能な限り先生たちが選んだ機器を優先して導入する方針で機器選定を進めております。そのような結果、平成３０年度から導入される教育ＩＣＴ機器は、我々教師が選んだものだ。決して町や教育委員会から使えと強制されたものではないとの意識が醸成されております。ＩＣＴ部会の先生の報告では、電子黒板が導入されたら、早速こんな授業をしたいと、導入を心待ちにして、既にアイデアを出している教師が複数いるとも聞いております。ただ、導入されても、うまく使えるかなと、不安を持っている先生が一部おられるのも事実です。このため、導入前のデモンストレーションや研修に努めていく予定です。さらに、ＩＣＴ機器が苦手な先生でもストレスなく簡単に利用できるような機種選定・仕様となるよう留意していきます。

次に、ＩＣＴ活用指導力の向上、授業力の向上についてですが、これは先生方の研修・研さん、スキルアップに頼るしかありません。ＩＣＴ機器を使うのではなく、使いこなすレベルになっていただきたいと考えております。その一助として学校教育課としては、平成３０年度からＩＣＴ支援員を配置し、先生方をサポートしていく予定です。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、今後のですね、課題について取り組んでもらう内容なんですけども。最終的にですね、町が考える先ほどの目指すべき目標に向かってですね、そのシステム完了は、マイルストーンです

ね、要するにいつごろまでに完了しようと考えているのかをお伺いいたします。

○議長　小田　武人君

学校教育課長。

○学校教育課長　新開　晴浩君

完了時期については、現段階ではまだ未定でございます。

ひとまず、平成３０年度は４校全ての普通教室と特別支援教室、そして、必要な特別教室にプロジェクター方式の電子黒板を導入したいと考えております。なお、夏休み中に導入工事等を終える予定ですので、実際に使用開始するのは２学期からの予定です。なお、平成３１年度以降の方針につきましては、現在検討をしております。今後、さらに検討を重ね、具体化していきたいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

マイルストーンをお伺いいたしましたけれども、国のほうはですね、第３期の教育振興計画を視野に入れてですね、今後こういったＩＣＴ化の推進を図るということもありますので、それを見ながらですね、学校のほうも前向きな姿勢が必要じゃないかと思います。そういうことで町としてはですね、必要な予算づけをして積極的にこのＩＣＴ化については取り組んでいく必要があると考えるわけですけども。

最後にですね、町長の導入に当たっての気概、これについてはいかがでしょうか。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

松岡議員の御質問に対しまして、ＩＣＴ導入に関しまして町長のお気持ちということなんですが、今までのいろいろな御質問、そして課長の答弁の中にもありますように、松岡議員も言われましたように、文科省はですね、いろいろな指針を出してプランを出すんですね。ただ、大事な点はですね、お金のことは何にも触れていないわけです。いい話は出すけれど、じゃあどのくらい補助しましょうとか、そういう財政的なものが何もない。これがやはり全国の自治体の首長さんたちの悩みではないかと思っております。このＩＣＴ教育というのは、必ず避けては通れない道であります。そのことについて机上の空論ばっかし述べておるということで、非常に疑問を感じておったところでございますが。

実は、昨年の平成２８年１０月ですね、教育の情報化を加速させるために、自治体相互の連携

を図るという目的でですね、全国ＩＣＴ教育首長協議会、これ任意の協議会でございますが、これが発足いたしました。２８年１０月に発足したわけでございますが、私も御案内をいただきまして、これはぜひ参加しなくちゃいけないということで、設立当時から加入いたしております。

その総会等に出席した折、先進自治体の取り組み、それから文科省の幹部の方もお見えになります。そういう方のお話する中、教育ＩＣＴ機器の導入にはですね、自治体首長の理解が不可欠であるということで、改めて実感いたしました。そうしたような、いろいろなその協議会で何度か参加する中で、これはやはりリーダーシップが必要であるということで、教育長さんに私の考えをお伝えさせていただきまして、芦屋町においてＩＣＴ機器導入の準備を進めるようにということで、教育長さんとお話しをさせていただきました。このことを受けられまして、ことしの１０月に佐賀県の武雄市、それから熊本県の山江村等の先進自治体でですね、教育長、それから教育委員の皆さん方、視察に行っていただきました。現場の様子をつぶさに見て、生の声を聞いてきたと報告を受けております。学校の先生方も視察、それから研修発表会参加などＩＣＴ機器の導入を見据えた事前準備に余裕がないとの報告を受けております。

先ほどの財源の話なんですが、教育ＩＣＴ機器の導入につきましては、多額の費用が必要となるわけでございます。その予算確保には首長の政策的判断、後押しが不可欠だと思っております。幸いなことに、芦屋町、競艇事業の収益がございますので、このことはやはり将来の芦屋町の子供をすくすくと育てる、しっかり勉強する、先生と子供たちが向き合えるということでですね、これは不可欠であるということで、これを、収益を活用いたしまして、芦屋町の子供たちのために必要な教育ＩＣＴ機器を導入していく方針でございます。

先ほどの全国ＩＣＴ教育首長協議会、今は全国で１１７の市町村でスタートしております。県内では、飯塚市、それから行橋市、芦屋町、その２市１町が参加いたしております。そういうことで、いろいろな形の中で、これはやはり詳細につきましては、教育総合会議でですね、いろいろ議論して、そして予算がいりますので、議員各位の皆さん方の御理解をいただかなければ実現いたしませんので、その辺、御理解を賜りますことをお願い申し上げまして、答弁とかえさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

町長からの熱意をお伺いしてですね、非常に嬉しく感じるわけであります。そういうリーダーシップのもとですね、苦しいそういった財政状況にありますけど、今後ですね、しっかりとこの件については、取り組んでいく必要があるかと思います。

それでは２件目に入りますけども。２件目は広域連携について挙げております。

人口減少・少子高齢化・グローバル化など、町を取り巻く社会情勢は引き続き厳しい状況が続いております。この状況下で町が発展していくためにはですね、当然のことながら、町での施策をやることは当然です。そのほかですね、国や県との連携を強化し、近隣の市町との協力・連携を図っていくことは、町が発展するための重要な要件の一つではないかと考えます。

町は、今後の広域連携の方向性について、どう考えているのか。自治体との連携のための基盤づくりに今から着手すべきではないかと私は考えるわけですけれども、それについてお尋ねしていきたいと思います。

（１）現時点での他の地方自治体との連携はどうなっているかということで、今現在ですね、どのような連携が行われているのかお伺いいたします。

○議長　小田　武人君

企画政策課長。

○企画政策課長　中西　新吾君

まず、一部事務組合であります遠賀・中間地域広域行政事務組合で共同処理する事務が、ごみ処理、消防、火葬施設、し尿処理の４つ。共同利用ということでは、飯塚市、直方市、遠賀町など５市２町による標準化クラウドの使用で、基幹系システムを運用しています。

連携事業では、北九州市、中間市、遠賀４町など６市１１町による北九州都市圏域連携中枢都市圏として、公共下水道事業の広域化の検討、公共交通ネットワークの確保・維持のための検討など６９事業のビジョンに取り組んでいます。遠賀・中間広域連携プロジェクトでは、福岡県が事務局で魅力発見・体験などの３つのプロジェクトを進めています。

また、北九州市、中間市、遠賀４町など７市１１町による北九州地区電子自治体推進協議会で、総合行政ネットワーク等の共同運用や、システムバックアップ業務を行っています。

福岡県、中間市、遠賀４町での遠賀中間地域広域在宅医療介護連携推進協議会では、在宅医療・介護連携事業を進めていきます。遠賀中間地域障害者支援協議会では、支援事業者やサービス事業者も含めて相談支援事業、ネットワークの構築などを行っています。

遠賀郡４町でのおんが創業支援協議会では、起業の促進を図っています。

また、消費生活センターの広域化では、平成３０年１月から中間市・遠賀郡４町のどの自治体でも相談を行うことができるようになります。このほかにも、福岡県が主体となった協議会や、事務レベルでの協議などが行われているところでございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、答弁がございましたように、行政事務組合ですね。遠賀・中間を初めとして、そういった連携・共同利用等含めてですね、それを組織化されながら町のですね、発展または運用にかかわっているというふうに考えます。特にですね、つい最近では、都市圏構想における連携ビジョンですけれども、これについて現在は状況としてはどうなっているのか、簡単に説明をお願いいたします。

○議長　小田　武人君

企画政策課長。

○企画政策課長　中西　新吾君

まず、北九州都市圏域での連携について説明いたします。

昭和５３年度に北九州市、中間市、遠賀４町で北九州都市圏広域行政推進協議会を設立し、広域行政計画により活動。平成７年度に北九州市など６市１１町で福岡県北東部地方拠点都市地域整備推進協議会を設立し、基本計画により活動をしてまいりました。

そして、平成２８年度から６市１１町で北九州都市圏域連携中枢都市圏が設立され、２つの協議会での事業も引き継ぐビジョンが策定されております。事業数は６９で、芦屋町関連は５４事業。北九州市のまとめでは、実施が３９、検討中が１２、未実施が３となっております。

実施事業は、公共下水道の広域化の検討、広域観光連携、福岡県への要望活動、こども文化パスポート事業、移住・定住促進事業などを行っております。また地方自治法による公共図書館の広域利用連携も行っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

連携ビジョンのほうも着々と進んでいるかと思うんですけど。今年度ですね、下水道事業の広域化連携に関して、コンサルティングを行っておるかと思うんですけども。これについてもう結果は出たのでしょうか。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンにおきまして、具体的な取り組みとして下水道事業の広域化の検討が挙げられます。その中で汚水処理・汚泥処理等について、双方にメリットのある広域化に向けた検討を行うこととされています。

前年度において、将来に向けた公共下水道事業の効率かつ持続可能な事業経営の調査を行うた

め、下水道効率化事前調査業務委託を行いました。主な業務内容は、基礎データの収集や、下水道事業を芦屋町単独で行った場合、北九州市と連携した場合の条件設定を行いました。

さらに今年度は、継続して詳細調査を行うため、下水道事業効率化詳細調査業務委託を行っています。主な業務内容は、継続して単独事業を行った場合や、今後の整備・更新計画の事前調査結果を踏まえた基本事項の検討や、接続する幹線ルート、ポンプ場の必要性の検討など根幹的な施設の配置、汚水管渠・汚水ポンプ計画、終末処理場計画及び財政計画の策定などを行います。

現在、北九州市とこのような連携時の条件の確認を行いながら、進めているところでありまして、事業完了は平成２９年末を見込んでおります。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、下水道事業広域化に関するコンサルティングの結果・推進状況についての答弁なんですが、見てみますとですね、この出始めが私はこの都市圏構想の中でやるというのは、一つの手だと思うんですけども。あくまでも対応に関してはですね、コンサルティングで今、いろいろなメリット・デメリットを考えながら、どのようにしていくかということだと思うんですけど。この連携についてはですね、やっぱり柔軟、適切にやっていかないと町が非常に被害をこうむっている。また効率性についてどうかといったところも問われてくるかと考えるわけですね。そういう意味からすると、一つの形で、方針でやるというのも重要なことなんですけども、その前にやっぱり検討をしっかりやっていくべきだと思いますし、実際行われているかもしれません。しかしながら、見てみますと、下水道事業はどちらかというと傾きとしては都市圏構想のほうの中でですね、北九州との連携が推進されているかと思います。

こういった連携に関してはですね、ウイン・ウインの形じゃないと成立できないところもあると思うんですよね。そういうことを勘案して、柔軟に対応していく必要があるんじゃないかなと考えております。それで、総合計画の中では、交通関係等とですね、公共施設の総合管理計画等も含めてですね、そういった遠賀４町と、またこういった北九州圏内の連携を模索することが記載されておるわけですけれども。そこでですね、特にですね、私が思うのは、こうやって書いてある連携ビジョンも含めて、総合戦略の中にも交通関係での記載があります。実際、その記載はされているんですけども、実際の取り組みはどんなんだろうかなと考えるわけです。

まずお伺いしますけども、特に地域公共交通網形成計画ですけども。これは総合基本計画の中でも遠賀郡各町との連携による交通ネットワーク化について、協議・検討しますとうたわれているわけですけれど、実際この連携についての構想と取り組みはどうなっているのかお伺いいたし

ます。

○議長　小田　武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長　井上　康治君

地域公共交通網形成計画の実施事業に公共交通に対する満足度を向上させるため、広域連携での交通ネットワーク化を検討することを載せています。

昨年度までは、遠賀郡の交通網の担当者が集まる会議は年１回行われていましたが、情報交換程度の会議でしかありませんでした。しかし、今年度から福岡県の交通政策課主催で地方創生市町村圏域会議として開かれることになり、市町村域を越えたコミュニティバスの運行や鉄道も含めた交通ネットワーク化の再構築など、それぞれの地域の交通環境を踏まえた、より細やかな交通政策の推進について福岡県の総合的な支援のもと、検討・協議を行っていくことになります。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今、答弁がありましたが、うちの総合計画にしっかりうたわれているのでですね、どちらかというと、受け身の消極的な姿勢じゃなくして、町としてはですね、計画の中でということは、方針としては、遠賀４町と連携を図って交通網を整備していくよとうたっているわけですので、福岡県がどうだ、ああだというわけじゃなくしてですね、町としてやるとしてきているので、それはしっかりと町からアピールしてですね、どちらかというと県を動かしたりとか、他の町に声かけを頻繁に行う。芦屋町はうるさいなと言われるぐらいのですね、熱意を持って取り組まないと計画は書いてあるけど、いや、それはという話ではね、なかなかそういった交通網の整備についてもですね、なかなか進まないんじゃないかと思うわけですね。

次は、先ほどお話しました公共施設の総合管理計画についてですけど。私は、このとおりになるかどうかわからないけど、見積もりを見ると３０年間の更新費用総額が５０７億円、年平均１７億円と見積もっています。こうなるかどうかわかりませんが、今からの施策として複合化と廃止・統合とか、そういう形もあるでしょうし、寿命化を図ってですね、長寿命化を図って整備をすると思うんですけど､そうすればある程度､そのときの予算というのが限定されるわけですが、実際、いつかはやはり使えなくなるときが来るわけですね。また、そうすると、今の施設をどうするかというのは問題になって、将来の皆さんに不安を与える結果になるわけですけど。そういうことを勘案すればですね、今のうちにどうするかと。一つの手としてですね、先ほど共同運用もやっているところもあるんですけど、こういった施設の相互利用とか、共同運用ですね、これ

をやろうとしたときは、どういった状態になったときと考えているのか、まずお伺いしたいんですけど。

○議長　小田　武人君

企画政策課長。

○企画政策課長　中西　新吾君

まずは、地方分権を担う基礎自治体として、みずからの判断と責任で各種行政サービスや、施策を立案、実施していくことが求められておりますから、そのために、既存の公共施設のあり方を十分検討していく必要があると考えております。

しかしながら、１点目として、人口減少、少子高齢化の進展が進み、公共施設の建てかえなどで、財源の確保ができない場合、２点目として、住民サービスのための効率的な行政運営が求められる場合などには、近隣市町との公共施設の相互利用や共同運用が必要となるのではないかと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

それではですね、これは公共施設の管理についての今の説明、答弁なんですけども。下水道事業の連携についてなんですが、先ほど述べたように、この事業に関しては、下水道事業の広域化に関してですが、連携ビジョンに偏った感が私は先ほどあるというふうに申したわけですけど。これは近隣の遠賀４町を含んだ連携については検討されたんですかね。どうでしょうか。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

お答えします。

近隣市町の下水道事業は、中間市、水巻町、遠賀町、鞍手町の県事業の実施している遠賀川下流流域下水道事業があり、平成１５年度に供用開始しています。

また、岡垣町は、芦屋町と同じく、単独公共下水道事業であり、平成２年度から供用開始をしています。芦屋町の公共下水道事業は、昭和５６年度から供用開始をしており、近隣市町よりもいち早く事業着手しており、面整備や普及率もおおむね完了し、維持管理を中心とした事業経営を行っています。

一方、北九州市の公共下水道事業は、昭和３７年度から供用開始しており、普及率もおおむね完了しており、芦屋町と同様に下水道事業は、維持管理を中心とした事業経営を行っています。

このような状況の中、北九州市との下水道事業の広域連携は、地理的要因、スケールメリット、経営状況、さらに水道事業も事業統合していることなどを総合的に判断すると、現状では、最も有益と考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

この広域連携に関してはですね、町の状態、それからそういったものを勘案しながら、北九州との連携で似かよった運用をしやすい、そういった利便性はあるんでしょうけど。検討の前の段階はですね、しっかりとその連携、いろいろな案があると思うんですけども、それをしっかり検討していただいて、その中でも結論として、そういう経過で進んでおられれば特に問題はないかと思うんですけど。そういった案をしっかりとですね、出していただいた中で、近くに遠賀４町、中間市、広域事務組合もありますし、そういった点も踏まえながらですね、勘案していただければ、検討していただければいいんじゃないかと思います。

広域連携、先ほど答弁であって、いろいろな取り組みをやっていただいている中ですけども、町がですね、生き延び、また発展していくためには、いろいろな取り組みがいるかと思うんですけども。今後の広域連携の方向性はどのようにお考えになっているかをお聞きいたします。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

御存じのように少子高齢化に向かって、急激に向かっているわけでございますが。この広域連携もですね、本当に予定より早く進めていかなければならないかなと思っておるわけでございますが。

芦屋町はじゃあどうかということでございますが、９月の議会全員協議会で御説明いたしました平成２９年度から平成３８年度までの一般会計財政シミュレーション、それとモーターボート競走事業会計財政計画ではですね、財政の課題、問題はございません。議員がお話されました他自治体との柔軟な協力・連携が求められること、簡素で効率的な広域連携は重要なことであろうかと考えております。今、いろいろな連携の仕方があるわけでございますが、今、最も芦屋町では力を入れておるのは、北九州都市圏の連携中枢の都市圏での、連携事業での協議でございます。また、これだけではなく、どのような事業でどのような市町と連携ができるのか、やるのかということは、役場の庁内の各課で研究をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

町長から、指針が示されましたけども、そういう形で進める中で、もう一つ私は重要だと考えるのが、こういったですね、ウイン・ウインの形じゃないとそういった合意形成はできないということだと思うんですけど。やはりですね、そういった環境づくりというか、皆さんたちのそういった自治体関係の、連携についての皆さんたちの意見の合意形成をつくれるかどうかといったところが非常になってきますし、町民の皆さんにもですね、そういった内容についてしっかりと説明し、同意を得る必要があるわけですね。そういう意味からするとやはり、早目にそういった手を打って、どうですかという形は声をかけていかなければならないんじゃないかと私は思うわけですね。

遠賀４町については、もう町長はよく連携されてですね、行政組合のほうでも私、出ている関係で、良好な関係があるというのは本当に感じるわけですけど。そう言いながらも、町としての広域連携についてジャブを打つような感じで、早目にですね、連携についての意見交換とかをやっているだけでもかなり違うでしょうし、そういったことで早目のですね、取り組みが必要じゃないかと、基盤づくりが必要じゃないかと私は考えるわけです。この点はいかがですかね。やっていただけたら多分ですね、公共施設の管理計画に基づく、そういった内容についても、やはり共同運用とかやるにしてもですね、早目にこう手を打っておかないと、話を、根回しをしていくような感じのほうがいいんじゃないかと思いますけど、そういった点はいかがですかね。やっていただいたら、かなりうまくいくんじゃないかと思うんですけど、突然ぱっと出てきた調整については、非常に難しいと思うんですよね。その点いかがですかね。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

松岡議員が今言われていることはですね、もう本当に大事なことであり、ごもっともなことだと思っております。

例をお話しますと、もう、昔から言われておるんですが。同じ施設が４町にあって、もったいないやないかということで、１つが岡垣のサンリーアイ。あれだけ立派な施設だから、あれを４町で運営できないかというような議論を我々させていただきました。それから、福祉の関係で老人のお風呂の関係だとかですね。いろいろな形でテーブルに乗って、我々４町の首長でいろいろな話をするんです。そこで、しかしが出る。しかし、やはり自分の町にほしい。それから、そこまでどうやって行くんかとか、交通網の問題が付随したものがたくさん出てくるわけですね。究

極的には、例えばこのまま人口減がどんどん、どんどん４町とも続いていって、それから財政的にも逼迫してくれば、やはり自然とそういうような形で、真剣に論議しなければならない時期がいずれはくるかなと思っております。まあ、いろいろな問題がそれに付随して、含んでおるということも議員には御理解いただきたいと思います。決して我々は何もしていないのではなく、常にこういうことは４町の首長と公式、非公式ながら協議させていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長　小田　武人君

松岡議員。

○議員　２番　松岡　　泉君

今後もですね、広域連携は町の発展には不可欠の要件だと考えますので、頑張って広域連携を進めていただきたいと思います。

以上をもって一般質問を終わります。

○議長　小田　武人君

以上で、松岡議員の一般質問は終わりました。

……

○議長　小田　武人君

次に、９番、川上議員の一般質問を許します。川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

９番、川上です。発言通告に従いまして、一般質問を行います。

まず第１点目、プレミアム商品券について伺います。質問の第１、平成２１年度より９年間にわたりプレミアム付き商品券発行事業を実施してきていますが、町内事業者への効果はどのように見ているのかを、まず第１点目に伺います。

○議長　小田　武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

芦屋町の事業者を取り巻く経営環境、これは、近隣市町での大型店やディスカウントストアの出店、町内事業者の高齢化や後継者不足による厳しい状況が続いております。

ここ５年間のプレミアム付き商品券の発行額は、年間に７，０００万円から１億５，０００万円の商品券を販売しており、プレミアム率は年によって１０％～２０％となっており、このプレミアム分の財源等に対して、町、県及び商工会が補助金を支出しております。

平成２７年度には、プレミアム率２０％の商品券や高齢者・障害者を対象にした先行販売、観光客の誘致と町内消費の拡大を目的に町外者限定のプレミアム券「○得通貨」を発行したり、ま

た平成２６年度には、歳末大売出しの時期に合わせて商品券を発行するなど、いろいろな企画を立てて商品券発行事業を実施しております。

商工会が実施しております商品券事業に対する事業者のアンケートでは、商品券事業で新規客の来店が「ある、少しはある」との回答は２８％、「ない」これは６２％、売り上げが「確実に増加した、少しは増加した」これが２８％、「増加していない」これは６０％、商品券事業による町内客の町外への流出の抑止効果については「ある、少しはある」が６０％、「ない」との回答は１５％となっていることから、芦屋町の事業者を取り巻く経営環境は、近隣市町の大型ディスカウント店等への消費者の流出に歯どめがかからず、厳しい状況の中、プレミアム付き商品券の発行により、町内での一定の消費の維持が図られているというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

１０月１６日のですね、商工会から町への、このプレミアム商品券についてのお願いの中でも、やはり町内小規模事業者にとって一定の効果があるというふうにですね、商工会でも認めているわけなんですけど。

それでは、２点目のですね、販売完了までにかかる日数はどのようになっているのかという点について伺います。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

平成２７年度、総額１億５，０００万円のプレミアム付き商品券を通常の商品券として５月と１０月に発売。高額商品券、これは１人の限度額が１００万でございますけれども、６月に分けて販売しました。この商品券は、プレミアム率が２０％と前年に比べて２倍となったこともあり、発売から２日～９日間で完売しております。

翌平成２８年度は、全町内者へ予約販売としたため、販売日数の比較はできませんが、予約分を除いた商品券につきましては、通常販売として完売まで２４日間を要しております。しかし、今年６月に販売した３，０００万円の通常分の商品券につきましては、完売まで８３日間を要しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

当初はですね、３日とか短期間で販売していましたし、プレミアムが２０％のときもですね、２日、１０日とか、そういったところで完売しているわけですけど。最近のはですね、やはり先ほど言われましたように、２４日間、そして６月の分については８３日間と、こういうふうに長期間かかっているという状況があります。そういった中で、商工会としてはですね、先ほどのお願いの中で、なかなか売れ行きが悪いので３０年度は６，０００万にしてくれないかという、そういった要望が出されたわけなんですけど。この中で理由としては、商品券自体のマンネリ化、消費規模と発行額の乖離という、こういったことが挙げられます。その結果、町としては、平成３０年度についてはどのようにするというように方向を出しているのでしょうか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

商工会から平成２９年１０月１６日付で平成３０年度のプレミアム付き商品券にかかる町補助金についてというお願い文書をいただいております。それは今、議員がおっしゃられたように２９年度、今年度７，０００万円の発行額を３０年度は６，０００万円に引き下げてくれというような要望でございました。町としましては、先ほども申しましたように、現在の町内の消費者の確保、維持、そういったことを図る中ですね、商品券発行事業を増額するならともかく、減額するというようなことについては考えておりませんので、２９年度の７，０００万円、この同額を発行するようにということで回答しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

本来ならですね、当然こういったことで町民に利益がある、喜ばれるということで、増額をしたいという、そういった声が出なければいけないのに、なかなかそうではなくて、減額という声になっていると。それは、他町はですね、現在でも短期間で完売しているのに、芦屋町は相当日数がかかっている。そこに問題があるというとこから出たんでしょうが、当然、そういうことがあれば、町としては長期にする。売れるというのではなくて、他町と同じように短期で完売できるような、そういったシステムをやっぱり考えていかなければいけない。そういった中で、今までどおりの増額をしてほしいという、こういったふうなところをとらないといけないと思うんですけど。そういった点ではですね、そういった短期間で売れるような方策とか、そういったところについては、町としてはどのような提案をしたのか、その点について伺います。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

まずは、商品券の発売に日数がかかるということでございます。これは、去年もことしも発売時期を６月、７月という時期にしておりますけども、ことしも９月に発行した２，０００万円、これについては１７日間で、これも短いとは言えませんけれども、８３日と比べると短期間で売れております。こういったように、発売時期によって町内の方が買い物を比較的するような年末であったり、年度末であったりとか、そういったまず発売時期についての検討が一つ。それと町内の事業者さんに対して、商工会の働きかけによって、販促活動、要は商品券が出て、商品券自体で１０％のプレミアムがついている、それについて、それを使うことでまた、その商店からの販促、割引であったり、サービスであったり、そういったことで、十分に町民の方に商品券がとても有益なものであるというようなことを感じるような、そういった販促活動も一緒にしてほしいということを述べております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

そのどういったふうにすればいいかということは、また後でも述べますが。やはり町としてもですね、やれ、やれというだけでなくてですね、やっぱり事業者と一体となってですね、課題を克服し、事業が軌道に乗るようにしていくという、それがやっぱり町の役割ではないかというふうに思います。

次に３点目の事業発足時に比べ、使用対象となる商品やサービス等の制約がふえているが、こういったことも販売に影響しているのではないのかという、その点について伺います。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

プレミアム付き商品券発行事業の当初の目的は、地域内における個人の消費喚起ということでした。ただ、事業を継続することで、全国的にも不正等の問題が発生し、事業の見直し及び対象商品の見直し等を行っております。これにより、当初の制約が少なかったころを知る消費者からは、不便になったというような声も聞いております。

平成２５年度の総額７，０００万円の商品券は、通常の商品券を７月と１１月、高額商品券を９月に販売しております。それぞれの販売日数は２日から５４日間、平成２６年度は総額１億円

の商品券、これを、通常の商品券を５月、１０月、１２月に発売し、高額商品券を６月に販売し、それぞれの販売日数は２日～１６日間となっていたことから、最近の完売までの日数が長くなったということは、これらの制約がふえたことも一つの要因ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

対象品目もですね、当初は車とか、そういった部分についてもですね、購入ができたというふうに思います。それが、いろいろな諸事情もある中で、それはなかなかできないというようになっているんですけど、そういった点もですね、消費者の、ユーザーのニーズに応えていないという点もあるのではないかなというふうに感じております。

それでは、町内で使用できるですね、店舗数はどのくらいなのか、それについて伺います。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

この商品券の取り扱いは、町内事業者の商工会の会員及び会員外全ての事業者が使用可能となっておりますが、正確な店舗数は把握できておりません。ただ、町内にある商工業者の数は約４８０事業所となっております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

それでは、一般的に言う大型店、スーパー、そういったものは何カ所で使用できるのでしょうか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

大型店というのはスーパーはまゆう、それとフラップでございます。

以上です。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

芦屋町では、この近年、コスモスが進出してきていますけど、コスモスでの使用はできないのか、その点について伺います。なぜできないのか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

コスモスが開店しましたときに、商工会のほうですぐに、商品券の取扱店のお願いに行っておりますけれども、商品券を使う場合には、その商品券を換金する手間と手数料がかかるということから、取扱店にならなかったというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

郡内ではコスモスもですね、使用できる自治体もあるというふうに聞いていますが、そういった点ではですね、いろいろな商工会のアンケートの中でも、コスモスとか、そういったところでも使用できるようにしてほしいという、そういった要望がありましたが、芦屋町としてはですね、コスモスと言えば、品数も相当そろっているという点もあるし、価格の面でもですね、リーズナブルなところもある。確かに商品券自体は地元の中小商店を支援するということでですね、そういった点では、地元への消費も必要ですけど、消費者のニーズとしては、やっぱりそういったところにもあると思うので、そういった点ではですね、ほかの町でそういったところが入ってきているというのであれば、芦屋町としてもそこら近所ですね、対象の商店として実現できるようにするという、そういった努力をすべきと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

今の御質問でコスモスが取扱店になっていないということです。これは、商工会の換金手数料というのは、これは会員外の場合は、換金額の４％の手数料が発生します。この手数料と換金する手間がかかるということで、取扱店にならなかったということでございますので、商工会が実施したアンケートにはですね、利用者の方はやはり取扱店が多いほうがいい、というような意見ももちろん出ておりますが、議員がおっしゃるように、既存の商店との問題。これも考えることが必要だと思っておりますので、コスモスを取扱店にするかどうかというのは、商工会等々の地域の関係者などの意見を聞いて、対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

次は５点目です。芦屋町では出産祝い金として商工会で発行する商品券で補助しているが、活用は十分にされているのか。この点について伺います。

○議長　小田　武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長　濵村　昭敏君

この事業は、平成２７年度から行っています。交付実績は、平成２７年度は４６件、５２０万円、平成２８年度は７５件、９１５万円、平成２９年度は１１月末現在、４１件、５０５万円でございます。どこで何を買ったのかというような内容は、商工会に確認したところ、把握していないとのことでしたが、窓口で申請者に聞いたところ「はまゆうで使いたい」、「車検に使う」、「ガソリン代にしたい」、「飲食店で使いたい」と、さまざまな回答があっています。このようなことから、若い世代の支援となり、この事業の目的である、芦屋町に居住し、子供を生み育てる意欲を高め、もって活力あるまちづくりを推進することにつながっているものと考えています。

以上です。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

出産祝い金として出して、お母さんがそれをいただいたら、まずやっぱり何に使うかというふうに考えたら、ミルクを買おうとか、紙おむつを買おうとか、離乳食を買おうとか、本来的なら出産祝い金、芦屋町が出す出産祝い金というのは、そういったことに使ってくださいという目的で出していると思うんです。お父さんが酒を飲むから、酒を買うとか。色はついていないんですけどね。道義的には、それはちょっとおかしいと思う。ところが、そういったお母さんの話を聞けばですね、そういったものを買いたいというふうに思っても、芦屋町では、今、そういった子育て世代の人がそういったものをほしいと買いに行くには、コスモスしかないわけですよね。今度、新しく中央病院ができたときには、コンビニと薬局が併設されているんですけど、それにしてもスペースがそれほどないので、そう多くのですね、メニューが乗らないというふうに思います。そういった点ではですね、せっかくの出産祝い金というのがちゃんと使えるように、コスモスについては、そういったものを多く販売しているのでですね、私は町としてもやっぱりそこら近所の意味からもコスモスをやっぱりプレミアム商品券が使える店にですね、すべきというふう

に思います。

確かに商工会も努力していますでしょうし、なかなか厳しい状況もあると思うんですけど。郡内でも他町でやっているという点ではですね、芦屋町でもやっぱりそういったことをやるべきだと思います。特に、やっぱり今まで簡単にいっていないというのであれば、私は町長のトップセールスでですね、町長がみずから出向いて行って、こういった意義でやっているんだから、お宅でもこれは使ってもらえないか、使えるようにしてもらえないかという、そういったことをやるべきと思いますけど、その点では町長はいかがでしょうか。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

ドラッグストアコスモスの件なんですが。コスモスさんが芦屋以外にたくさんあるんですが、そこで、こういうプレミアム商品券を取り扱っているというのは、今、議員から初めてお聞きしたんですが、やはり企業にはいろいろやっぱり管理というかですね、金銭管理、それから、労務管理、いろいろあるわけでございまして。このコスモスさんの経営方針というのは、もう現金しかいただかないと。というのはやはり、レジが煩雑になっていくということは、これが一番課題ではなかろうかと思っております。

それと逆に、私もまあたまになんですが、行くんですけど、確かに品ぞろえはあります。逆によしんば、これ、やるとほとんどの方があそこに集中するのではないか。じゃあほかの個店の方がですね、逆にお客さんが来なくなる。酒も売っているしですね、もう何でも売っているということでですね。その辺を考えますと、やはりちゅうちょする面があるわけです。ただ向こうはぜひですね、させてくださいということであれば、これはもう拒むものでないかと思うわけでございますが。

それと、これは違う話になるわけですが、減額してくれという話が商工会からあったという、これ、言語道断の話でですね、きつく話したんですけど。やはり商工会みずから、これは税を使ってですね、プレミアをつけてあげている。そしたらみずから、どうすれば売れるか、何日かかりましたとかですね、情けない話をするわけですよ。私は商工会の事務局長、会長にもきつく言ったのは、じゃあ芦屋で企業と言われるものがあるか。ない。じゃあ、芦屋で企業的なものはもう役場、自衛隊、この２つが企業ではないけど、企業とたくさんの人がおられる。そこに厚生会というものがあるから、そこに例えば年２回、盆と暮れの前にですね、買っていただけませんかというような回覧を回すと。そしたらですね、そんなに高くじゃないにしても５，０００円にしても、１万円にしても、心ある人は買っていただく。どうせ使うんだから。じゃあ、飲食にも使えるしですね、ちょっとどこか食べに行こうかなといった場合に、それを使っていただければい

いことであって、例えばそういうことで、そういうような努力をする。プレミアもですね、１０％ではなく１５％たまに２０％とかいうようなですね。今はもう１割引という形の中じゃ魅力がないんですよね。その辺をよく研究して、商工会のいわゆる、もう少しその辺に関してやると活性化、みずからの活性化策はみずからがやっぱり考えていくべきではないかと。行政はあくまでも手助けはいっぱいしますということが本筋であろうかと思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

町長が言われるようにですね、まず、このプレミアム商品券については、自衛隊とかではですね、あまり普及していないというところがありますのでね、そこら近所についても、やっぱり探っていくことが必要だと思います。

それと先ほど言われたプレミアム率ですけれど、平成２９年のを見ましてもですね、県内でも２０％をやっている自治体が須恵町とか、大野城市とかありますし、また１５％も宗像市とか香春、岡垣町、そういったところがやって、あと残りは全部ほとんど１０％ですけどね。そういった点では、プレミアム率を上げて商品の喚起をやっていくという、そういったこともあります。そういった点ではですね、１０％ですぐ売れるところではですね、そういったところは必要ないかもわかりませんけど、やっぱりそういったふうに時間がかかると言うのであれば、購買意欲が上がるために、そういったところにもですね、やっぱり検討していくべきではないかというふうに思います。

それと、私、住宅リフォーム助成制度やったと、この間、質問しましたけど、確かにこのプレミアム商品券の中でも、住宅リフォームなんかも使われています。ただ、そのとき言ったんですけど、商品券制度では商工会の負担金が出てくるという、そこに問題があるということを指摘しました。確かに実績を見てもですね、やはりプレミアム分についてもですね、商工会が負担をしなきゃいけない。それから事務費についてもですね、商工会が負担するという、そういったところがあります。これをですね、自治体で援助して、その負担を軽減する、なくしていくという、そういったこともやっていますが、今やはりそういったところにもですね、行政が入っていって、一定のそういった商工会の負担分をですね、軽減する、ゼロにする、そういったことをやりながら、このプレミアム商品券がですね、定着しますというか、どんどん伸びていくような方策を取るべきだというふうに思いますけど、その点についてはどうでしょうか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在、このプレミアム付き商品券の発行事業、これは商工会の商品券特別会計収支で予算、決算をしております。議員の発言のように、商品券発行事業にはその印刷代であったり、広報費であったり、雑役務費等々にお金がかかりますので、町が補助金等出しているプレミアム分以外にかかる費用があります。その費用を捻出するために、換金手数料を取って、その費用等に充てております。これは、今、町長もプレミアム率の見直し等々の発言もございましたけれども、今後、この辺の中の考え方については、商工会と合わせまして、検討が必要かと思っています。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

そういった商工会の負担金分は、やっぱり今度は換金手数料を取るということで、換金手数料がですね、商工会の会員さんで１％、会員外では４％ということになっています。４％というふうになれば、実質的には６％しか入ってこないということで、先ほどのコスモスとかもですね、そういった点について、懸念しているんじゃないかなと思います。それと、業者の方に聞きますと、やっぱりこれによって売り上げがふえたかといったら、そういうふうに、常連さんがプレミアム商品券を持ってきて買うと。そういったことになるとですね、今度は業者の方々が換金に行けばですね、１％引かれるということなので、今までだったら１００％入ってきたのが今度は９９％しか入らないということで、自分たちにとっては利益がなくなっているという、そういったふうな考え方を持たれますし。また換金するときにですね、一応、週の月曜、火曜の２日間でしか換金できないということで、換金する場合には、店を閉めて商工会に行って換金しなければいけないと。そういった問題もあるということを言っていました。やはり、こういったところもですね、今後、考えてクリアしていかなければいけないというふうに思います。

それと、最終的には、私は住宅リフォームの時も言ったんですけど、住宅リフォーム助成制度を使って、何が一番いいのかと言ったら、その業者の方々が、注文を取りに外交に回って行くと。今度はこういった制度があるので、住宅リフォームしませんかという、そういったことになっていると。ところが、商品券制度はですね、そういったことがないで、お客さんを待つという、そういった受動的な対応でしかやっていないというところに、一番大きな問題があると思うので、そういった点では、業者のですね、営業努力することを能動的に引き出していくという、そういったことが今後の大きな課題になってくると思います。

最後にですね、私はプレミアム商品券については、金額がふえていかなければいけないというふうに思っています。それは、現在ですね、社会保障改革が進められる中でですね、今後、医療

費では７５歳以上の窓口負担の２割への引き上げ、介護では要介護１、２の在宅サービスの保険給付からは外す。生活保護者についてはですね、加算扶助費の削減とか、そういったことがですね、どんどん盛り込まれていますし、２０１９年からは消費税が１０％になるという、そういった国民生活を本当に圧迫するような状況になっています。そういった点ではですね、このプレミアム商品券はやっぱり住民生活を守り、苦難を軽減していく上でもですね、必要な制度だというふうに思っていますので、事業者と利用者の声を聞き、反映させ、制度が発展することを求めて、この質問を終わります。

続きまして、下水道事業について伺います。

９月１８日に山鹿三軒屋区で起こった下水道管が破損し、道路が陥没した問題について伺います。

１点目に下水道管が破損した原因について伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

下水中には、硫黄が含まれており、管渠・ポンプ場などの環境条件によって、微生物の生物学的化学反応により、硫黄は硫化水素ガス、硫酸に生成されます。生成された硫酸は、強酸性であり、コンクリートを腐食させます。今回の下水道管が腐食し、破損した主な原因は、硫酸が下水道管の上部表面に付着し、コンクリート構造物を腐食・劣化させ、下水管の上部から亀裂が入り、管内に土砂が流入したため、道路陥没に至ったと推察されます。

以上です。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

原因の第一は、硫化水素によるコンクリートの腐食ということですが、これの対応としてはですね、管渠にコーティング工法を施行し、ヒューム管の材料であるコンクリートをレジンコンクリートにかえていくという、そういった方法が取られるということですが。

それでは２点目のですね、芦屋町内の下水道管の総延長距離と使用年数はどういったふうになっているのか、その点について伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

本町の下水道事業は昭和４８年から着手しており、下水管は当初設置から一番古いもので４４

年経過しております。なお、総延長距離は汚水管で約９３キロとなります。

以上です。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

古いもので４３年、４４年ですか。先ほどの硫化水素によってですね、最悪の場合は対応年数の半分以下でですね、損壊に至るという、そういったデータもあります。

それではですね、先ほど言った管渠にコーティング工法を行うとか、そういったふうにしてですね、耐久性を強めている、そういったことを、更新をやられた延長は、全体のどのくらいあるのでしょうか。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

前回もですね、このような事例がございまして、調査を行ってですね、その辺、修繕計画を行っております。前回のですね、陥没事故はですね、１５年に発生しております。この件に関しましてはですね、その後、対策としてカメラ調査を実施して、その劣化状況からですね、修繕計画を作成しております。計画的にですね、管の更生工事、それと内面補修工事を実施しております。前回ですね、マンホール系のマンホールポンプがですね、吐出口を他のマンホールに分散させですね、硫化水素ガスの濃度を抑制して、総延長はですね、ここ、データはございませんので、後ほど回答いたします。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

まあ、いろいろ、そういったふうに調査やですね、更新はされているということですが、先ほど言ったように、同じような事故がいつ、どこで起きても不思議ではないという状況になっています。そういった点ではですね、下水道施設、そういった管の更新はですね、また、下水道施設もですね、相当の年数が経っていると思いますが、そういったところの更新の計画については今後どのように考えていくのかを伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

下水道事業でございますが、当初ですね、ポンプ場と処理場をですね、更新工事をですね、平成１１年度から行っております。その後ですね、長寿命化計画が創設されたことによりまして、２２年度から中ノ浜ポンプ場と浄化センターについては、長寿命化計画にのっとりまして更新をし、さらにですね、今後、下水道事業全体のストップマネジメント計画をさせてですね、更新工事を実施し、維持管理費のですね、削減に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

町としてもですね、下水道事業計画戦略というのをつくってですね、これに基づいて、そういったことがやられると思いますが。例えば、山鹿地区と芦屋地区の間に遠賀川が流れていますけど､遠賀川は山鹿から芦屋に下水を送るときには､遠賀川を渡らなければいけないということで、遠賀川にはそういった管渠が入っていると思いますけど、これのメンテナンスや状況はどういうふうに把握しているのか、その点を伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

遠賀川をですね、横断している下水管ですが、弧状錐進管でございます。その腐食調査はですね、定期的に年間１回実施しております。調査内容はですね、右岸側、左岸側においてですね、配管内に滞留している水、ガスをですね、分析することで、腐食状態をですね、確認しております。

さらにですね、右岸側、左岸側に設置しております電極によりまして、配管内のですね、防食電位や電流測定を行い、健全度を判断しております。

現在のところですね、毎年の調査結果によると、配管内の腐食進行は進んでいないと判断しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

管内の分についてはそうでしょうか、管の外は水中ですか、地下に入っていますか。地下に入っている。そしたらいいです。

それでは、３点目の陥没事故が起こった後の初動対応はどうであったのかについて、簡単に御

説明ください。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

道路陥没事故はですね、平成２９年９月１８日、２１時４０分ごろ、折尾署から連絡があり、職員が現場に到着し、対応いたしました。当初は、表層から２０センチ程度のくぼみであり、安全確保が最優先と判断したため、当該箇所の通行どめを行いました。直ちに原因を調査するため、上流側の下水マンホール内の状況を確認すると、汚水が滞留しており、下水管の破損が考えられました。

翌日１９日、バキューム車による水かえ作業、仮設ポンプの設置や、交通誘導員を手配し、さらに午前中、道路の舗装が落ち、直径３メートル、深さ２メートル程度陥没したので、２次災害防止のため、陥没部の埋め戻しの仮復旧工事の初動体制を行いました。

その後は、本復旧のため詳細実施設計、家屋調査、陥没周辺の安全確認のため空洞調査を行いました。なお、現在のところ、２次災害は発生しておりません。また、今週中でですね、当該工事は、道路舗装の本復旧工事を残しますが、完了する予定でございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

私も現地をですね、すぐに見に行きましたけど。一応ですね、初動対応については迅速にやられて、ガードマンも２４時間体制でですね、夜中も配置するということで、安全性は確保していました。ただ、私が気になるのは、そういった下水道工事を復旧工事もやるんでしょうが、下水道管と同時に水道管も入っていると思うんですよ。そういった点では、現在、芦屋町の水道事業は北九州が管理しているわけですけど、その点ですね、初動対応にやっぱり北九州の管理する水道事業とですね、連携を取ってやらなければいけないと思いますが、その点についてはですね、十分な連携が図れるようになっているのか、今回もやられたのか、その点を伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

当該箇所の陥没に関しまして、水道管がですね、埋設しておりました。それで、下水道係が水道事業のですね、窓口でございますので、北九州市水道局とですね、連携して図面等々ですね、調査をしていただいて、事前にですね、移設を行い、対処したということでございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

芦屋町で水道事業をやっていたときにはですね、役場の職員が頭の中に水道管がどこに入っているとか、どっちに曲がっとるとか、そういったのが入っていて、すぐに対応ができたと思うんですけど、やはり北九州になってから、そういったふうに水道局と連絡を取って、それから対応するということでですね、なかなか十分なところがうまくいかない部分もあると思うので、そういった点ではですね、今後の連携をですね、強化していくと同時にですね、また、芦屋町自体は、今まではですね、これ、水道事業の補修についても業者組合が担っていたわけなんですけど、現在は業者組合はもう解散してなくなっています。そういった点ではですね、住民の方々がそういった修理、補償に対してですね、対応が十分取れることができるのか、その点について伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

水道事業はですね、平成１９年に事業統合しておりますので、その件に関しましては、答弁を控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

それではですね、４点目の北九州市都市圏域連携中枢都市圏構想での下水道事業のあり方は今後どうなるのかということで、これは松岡議員の質問でもありましたが、一応、平成２９年末にですね、これの結果を出すというふうになっています。私がここで言いたいのは、都市圏構想の結果がですね、例えば北九州と一緒にやるとか、芦屋町単独でやるとか、また山鹿べたは北九州で処理をするとか、そういったいろいろなケースが考えられるわけなんですけど。現状はやっぱり芦屋町は単独でやっているということで、それを前提としたですね、計画を進めなければいけないというふうに思うんですが。そういった点ではですね、芦屋町が単独で将来的にも下水道事業を維持していくという、そういった計画は十分に立てられているのか、その点について伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

先ほど申しましたようにですね、単独でやった場合の今後のですね、修繕等、更新等を踏まえましてですね、費用的な検討、それと北九州市とのですね、接続に対しても検討して、それぞれの費用効果の高い所をもちましてですね、検討していくような状況でございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

芦屋町下水道戦略を見ますと、平成３８年までの投資計画では４０億１，６００万円というふうになっています。この財政計画についてはですね、財政的裏づけ、保証という、そういったものについてもちゃんと担保されるのでしょうか。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

この下水道戦略はですね、全協でも御説明しております。この中でですね、いろいろな先ほど申しましたストックマネジメント計画とかですね、そういうところを策定しまして、予算のですね、平準化を図りながら維持管理費をですね、削減をするということ。それと今後ですね、その辺を踏まえまして、集中改革プランにもございますように、下水道のですね、使用料を定期的に検討していくというところも、今後ですね、考えないといけないと思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

これは５点目の芦屋町下水道事業の今後の課題というところに入っているわけですけれど。

それではですね、財源確保のために４年ごとに下水道使用料を改定し、確保するというふうになっていますが、こういったふうな財源が得られてもですね、４年ごとにどんどんローリングして、水道料金を上げていくというふうになればですね、住民生活を心配するわけですけれど。その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

御存じのようにですね、下水道事業は欠損金がですね、８億程度ございます。これをですね、

地方公営企業としてですね、解消していくためにはですね、収入源である下水道使用料はですね、どうしても必要となりますので、先ほど申しましたようにですね、集中改革プラン、それと経営戦略にですね、計画しているように、４年ごとの値上げのですね、検討をしなくてはならないと思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

現行、芦屋町の下水道料金は２０立方で３，１３０円。古い、上げる前のかもわからんですけどね、そういった状況で。安いところはですね、２，０００円ちょっとのところもあるし、高いところでは４，０００円台に入ったところもあるということで、そういった点ではですね、これが大きくなっていくこと自体がやっぱり住民の生活にとって、どうなんだという懸念は持ちます。

それではですね、下水道戦略を見ますと、平成３２年に過疎債がなくなり、下水道債を充てるようになっていますが、これによってですね、起債の返還また財政計画にはどのような影響があるのか。その点について伺います。

○議長　小田　武人君

都市整備課長。

○都市整備課長　松浦　敏幸君

過疎債のですね、繰り入れがなくなるとですね、その分ですね、下水道事業債をですね、借り入れることになります。建設改良費がですね、当然、下水道会計のですね、負担はですね、ふえるため、当然、償還もですね、ふえることになります。今後ですね、そういう検証が必要でございますので、その辺、先ほども申しましたようにですね、当然、収入源でございます下水道使用料のですね、値上げも必要じゃないかなと思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

それではですね、最後ですけど、今後の施設の老朽化、人口減少に伴い、使用者負担の増加が懸念されますが、下水道事業はガス、水道、電気とともに町民のライフラインであり、命綱です。今後も安心して住める芦屋町とするために健全な運営を求めるものです。以上で質問を終わります。

続きまして、第３点目のですね、マイレージ・ポイント制度について伺います。

２０２５年の地域包括ケアシステムのあるべき姿を目指して、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されることを実現できるよう自治体は取り組んでいます。地域包括ケアシステムの実現により、重度な要介護状態となっていても、住み慣れた地域で人間らしい、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるとしています。そのためには保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて、つくり上げていくことが必要としています。特にケアシステムの底辺にあるのが、いつまでも元気に暮らすために、生活支援・介護予防としており、それを担うのが老人クラブ・自治会・ボランティア・ＮＰＯ等としています。

第５次芦屋町総合振興計画では、高齢者や障害のある人が安心して、生き生きとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人一人が必要とする支援の充実を図るとともに、地域で支え合う、共助の地域づくりやネットワークづくりを進めます。また、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めますとしています。

今、全国の自治体で住民参加やボランティアを促進するツールとして、マイレージ・ポイント制度の導入をしている自治体がふえています。芦屋町でも過去には特定検診の受診率を上げるためにポイント制度を行っていました。行政への住民参加を促進するためにマイレージ・ポイント制度の導入について、次の分野での活用について、どう考えているのかを伺います。

これ、３点をもう一括で答弁をお願いします。

１、地域包括ケアシステムにおける生活支援、介護予防の分野での活用はできないのか。

２、健康増進や健康寿命延伸での活用はできないのか。

３、松の植樹や清掃など、一般的な町内ボランティアでの活用はできないのか。

以上、３点についての御答弁をお願いいたします。

○議長　小田　武人君

福祉課長。

○福祉課長　吉永　博幸君

それぞれの分野での活用はできないかという御質問でございますので、まず、高齢者の生活支援や介護予防を担当しています福祉課で答弁させていただきます。

介護保険制度においては自治体単位で、特別養護老人ホームやグループホームなどの介護施設において、入所者の話し相手、施設の軽作業などのボランティア活動を実施した場合、時間や作業量に応じてポイントを付与し、そのポイントを換金あるいは商品化できる制度が介護保険の財源で創設できます。

しかしながら、過去、当該制度のボランティアポイントを検討していく中で、介護保険制度の枠組みでポイント制度を創設した場合、教育や環境など、ほかのボランティア活動をされている

方々との均衡が保てないこと、本町のボランティア活動をされている方々の意識とボランティア活動の有償化という課題も十分整理されているとは言えないため、導入を見送ってきました。

一方で、２７年度から介護保険制度が改正されたことに伴い、新しい総合事業が創設され、その中に生活支援体制整備の構築、いわゆるボランティアの方々などが参加して、高齢者の生活上の困りごとの解決やその他の生活支援を構築することが市町村に求められてきました。これが議員御指摘する地域包括ケアシステムにおける生活支援に当たる部分でございます。町として、この生活支援体制整備をどのように進めていくか、ボランティアの方々が高齢者の生活支援を担う場合、その報償をどのように考えていくかの検討が必要になったため、地域福祉推進委員会の委員でございます区長会、婦人会、老人クラブ、民生児童委員協議会、介護事業者、障害福祉サービス事業者、社会福祉協議会の方々による検討会を設置して協議を重ねてきました。

検討会での審議結果としましては、今後は高齢者を中心に掃除や洗濯、ごみ出しを初めとした日常の生活支援が見込まれるが、介護保険サービスで賄われないものは、現在も身近な地域で助け合いが行われています。いずれ、自分も地域の方から支援していただくという、お互いさまの関係で、できる範囲の助け合い、無償の関係での助け合いが芦屋町で今後も続くよう取り組んでいくことが望ましいとの結論に至りました。また、助け合いは、支援者ができる範囲で行うことが基本であり、お金が介在しなければ実施しないという風土をつくるべきではない。むしろ、行政を含めて町ぐるみの取り組みで、御近所さんとの関係を強固にしたり、関係性を深めるべきであり、そのことで助け合いや見守りが進み、福祉の地域づくりが進んでいくことが望ましいとの方向性を確認しました。ただし、それでも支援が差し伸べられない方には、何らかの助け合いの仕組みをつくり、対応する必要があることも確認しております。

このようなことから、生活支援や福祉面における助け合いやボランティア活動に対する対価の考え方については、ポイント制度を創設し、ボランティアの方々に現金または商品等を給付する制度の導入は現時点では予定しておりません。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長　濵村　昭敏君

健康増進や寿命延伸での活用ができないのかという御質問ですが、現在、国民健康保険法により、それぞれの医療保険者に被保険者全員の健康増進と健康保持が求められています。そのため町では、主に国民健康保険の加入者を対象に、特定健診や運動教室、栄養教室などの事業を展開しているところです。現時点では、マイレージ・ポイント制度は公平性の観点から全住民が参加できる事業が対象になるものと考えていることから、導入していません。

しかし、今後、国は保険者努力支援制度により、商工部局や地域商店街と連携し、健康なまちづくりの視点を含めた事業の実施を求めていますので、マイレージ・ポイント制度を含め、調査・研究する必要があると考えています。

以上です。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

地域づくり課では、先月１８日に白浜保安林において約１４０名のボランティアの方により松の植樹を実施しております。近年の松枯れにより、毎年１回の松の植樹を実施しており、例年百数十名の参加をいただいております。

御質問のポイント制度を導入する場合でございますけれども、年１回の事業に対するカードの発行及びポイントの付与作業等に係る費用対効果及びポイントの還元方法等に対して、課題があるというふうに考えておりますので、植樹への参加を促進するためにポイント制度はちょっと難しいのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長　井上　康治君

清掃については、環境住宅課で回答させていただきます。

多くの方が参加する、町内一斉清掃やラブアース・クリーンキャンペンなどについては、それぞれの自治区によって清掃箇所が決められており、参加者の把握方法やポイントの付与方法などを考えると難しいのではないかと思っています。また、自宅前の街路樹の落ち葉の清掃や、散歩時のごみ拾いなど、自発的に行われている方もたくさんおられます。その方々には、ごみ袋の提供や処分についてお手伝いをさせていただいておりますが、現在のところポイント制度は、考えてはいません。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

それでは一般的な町内ボランティアという観点で生涯学習課からお答えいたします。

生涯学習課では小学生から大学生までの青少年を対象としたボランティア活動として、「ぼらんてぃあキッズ事業」を行っています。これは、地域におけるボランティア活動や研修を通じて、

子供の規範意識や自尊感情を高め、社会の一員としての役割や責任意識を育成するとともに、ボランティア意識を定着させ、次世代の地域コミュニティを担う人材を育成しようというもので、参加者は登録制となっております。

主な活動は各種テーマ研修及びボランティア実践、高齢者福祉施設の訪問、イベント支援、報告会などですが、活動についてボランティアスタンプ制を導入しております。個人カードに参加するたびに１つスタンプを押し、年度末にボランティア活動認定書を授与しております。また、登録していない子供たちが飛び込みでボランティア活動に参加した場合でも、同様にカードを作成し、活動認定書を発行しております。還元性のあるポイント制ではないものの、子供たちのやる気を促すことにつながっていますので、現行の形を継続していきたいと考えております。

また一方、主に成人が対象となるボランティア活動の一つに、地域の皆さんが学校を応援する学校サポーター制度があります。しかし、ポイント制度は設けておりません。あくまでも、できる人ができることから学校を応援し、子供を守り育てていくという趣旨であり、また活動内容がＰＴＡなど無償で活動している他団体と一緒に行うことがあるため、無償としております。現時点ではマイレージ・ポイント制度の導入は予定しておりません。

以上です。

○議長　小田　武人君

川上議員。

○議員　９番　川上　誠一君

それぞれの課から対応を伺ったわけです。なかなかそういったことは厳しいのではないかという、やっている部分もありますけど、ということでした。

私たちは先日、長野県の箕輪町に健康ポイント制度についてということで視察にも行ったんですけど。それぞれの町でいろいろな条件があってですね、それぞれ独自の取り組みがあるということで、金太郎あめ的なですね、ことをやれというようには思っていませんけど。芦屋町でも１１月の２５日に地域フォーラム「これからの地域づくり　住民同士の助け合いが求められるわけ」が開催されました。１０月には「宇多津町の地域福祉と共同募金の取り組みについて」ボランティア銀行の取り組みなどの講演会が取り組まれ、互いに助け合い、支え合う住民参加のまちづくりの課題が提起されています。全国でいろいろな取り組みがされています。このポイント制度、マイレージということをやれと言うのではなくて、やはり住民は、そういったふうにボランティアに参加していくという一つのツールとして、きっかけとして、何らかをせないけんのではないかと。それで入った中で、ボランティア活動に目覚めていってから、町に協力するし、それを周りに広げていくという、そういった相乗効果をつくっていかなければいけないというふうに私は思っています。

先ほど言われた１１月１８日の松の植樹、確かに１４０人参加されましたけど。私も参加しましたけど、３分の２ぐらいは自衛隊の方が参加ということで、町民とか、そういったところの参加が少なかったんじゃないかなと思います。今後、松の植樹にしても、住民でですね、そういったことを対応するということをやっぱり自立してやらなければいけないという、ほかのところに当てにしてやるんじゃなくて、そういった点ではですね、いかに住民の意識の中にボランティア活動の位置づけをつくっていくかということが、これから必要だというふうに思いますね。私は形には捉えませんのでですね、ぜひね、そういった取り組みを町として責任を持ってやっていただきたいと思います。特に介護の分野ではですね、今後、要介護１、２を介護保険から外すという、そういったことが言われています。要介護１、２といえば特養に入れない人がほとんどです。そういった人たちの家庭での生活をボランティアで、地域で見るというふうにやれば、相当のボランティアが必要でもあるし、また能力をつくっていかなきゃいけないということで、そういった点では、私は地域包括ケアはですね、絵に描いた餅ではなくて、登るべき小高い丘だというふうに思っています。そういった点で、こういった分野で住民がやっぱり多く参加するという、そういったことを町が責任を持って、やっぱり成し遂げないけないというふうに思いますので、ぜひですね、全力を上げて実現していただきたいと思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長　小田　武人君

以上で、川上議員の一般質問は終わりました。

……

○議長　小田　武人君

ただいまからしばらく休憩といたします。なお、１３時１５分から再開いたします。

午後０時 12 分休憩

……

午後１時 15 分再開

○議長　小田　武人君

再開いたします。

次に、８番、辻本議員の一般質問を許します。辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

８番、辻本です。通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

まず初めにですね、通告書の要旨（２）の②平成２６年、中小企業基本法と書いていますが、実は、これは小規模企業振興基本法の間違いですので、御訂正をお願いいたします。

実は私ですね、ちょっと声が聞きにくいかもしれません。風邪気味で、前回も風邪気味やった

ような気がしますが、ここに立つなということだと思います。まあしかし、提出しておりましたので質問させていただきますが。

まずですね、私の質問の趣旨でございますが、そこに記載しておりますように、この第５次芦屋町総合振興計画、基本計画の中にですね、活力ある産業を育むまちというのをですね、掲げてあります。私は、町の発展、まちづくりというのは、産業の振興が原点であると私は思っています。町内の実情を見てみますと、人口の減少、それから少子高齢化による消費低迷に拍車をかけていると思いますが、農業・漁業・商工業者の産業分野と観光の連携がうまく進むことができれば、元気なまちづくりに直結するものではないかと考えています。執行部は、現在、地方創生法に基づいて、精力的にさまざまな事業に取り組んでおられることは重々承知しておりますけれども、このことを踏まえた上で、産業の振興策に関してお尋ねさせていただきます。

要旨１の商業の現状と課題ということでございますが､産業というのはですね､非常に幅広く、分野にわたりますので、きょうはこの商業に絞ってお尋ねさせていただきます。

現在、町は空き店舗活用事業、それから創業等促進支援事業、企業誘致事業、地域振興券発行事業、特産品開発事業、農商工連携事業等々への支援を行っておられますけれども、まずその実績と課題について、どのように捉えてあるかお尋ねします。

○議長　小田　武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

それでは要旨１の現在の空き店舗活用事業、創業等促進支援事業等々の実績と課題についてお答えいたします。

町では、中小企業の新たな事業の創出や後継者の新分野への挑戦を応援することで、地域に活力を与え、経済を活性化することにより、需要の増大や雇用を創出することを目的に平成２６年１２月に芦屋町創業等促進支援事業及び芦屋町空き店舗活用事業に関して、要綱を創設しております。

まず、空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりを目的とした、芦屋町空き店舗活用事業補助金、これを申請された方ですが、平成２６年度は１件、平成２７年度は１件、２８年度に２件、２９年度は１件、計５件の事業者でございます。業種は飲食サービス業が４件、生活関連サービス業の美容が１件、計５件に１９２万６，０００円を支出しております。

次に、芦屋町創業等促進支援事業補助金を申請された方は、平成２７年度は４事業者、２８年度は３事業者、２９年度の現在までに２事業者、計９件の事業者から申請がされております。そのうち補助金の額が決定し、支給した事業者は、２７年度中に開業した２事業者、２８年度は４事業者にそれぞれ２００万円、計６事業者に１，２００万円を支給しております。

空き店舗活用事業補助金の課題としましては、補助対象となる地域を商業地域の区域内と限定していること。また、まち・ひと・しごと創生総合戦略で支援・推進していく業種が、現在、対象となっていないこと、町内で増加する空き家の活用が図られていないこと等が課題と考えております。

また､創業等促進支援事業補助金の課題としましては､補助対象業種が日本産業分類の製造業、卸売業、小売業、飲食サービス業及び生活関連サービスに属する事業に対して、補助金の額を一律としていること。また、まち･ひと・しごと創生総合戦略で支援・推進していく業種が、現在、対象となっていないことが課題と考えております。

次に、企業誘致条例につきましては、平成２１年に芦屋町工場誘致条例を廃止して、新たに制定いたしましたが、平成２６年度に事業所の指定基準である投下固定資産総額並びに常時従業員数の基準を下げる条例改正を行っております。この改正以降に、この条例による奨励措置が行われた企業は、平成２７年に新設された有料老人ホーム　グランドメゾン　月のうさぎ１件となっております。芦屋町での新たな企業誘致が進まない要因としては、町内に有効利用できる土地が少ないことではないかというふうに考えております。

次に、特産品開発及び農商工連携の実績と課題でございますけれども、平成２５年に芦屋町観光基本構想では、４つの重点事業を定め、その中に、あしやグルメ開発プロジェクトを事業展開するために、商工会において、芦屋町の地域資源を活用した、芦屋町ブランド構築による経済活性化に取り組んでおります。

この委員会及び専門部会は、福岡県、航空自衛隊芦屋基地、福岡県商工会連合会、観光協会、遠賀漁協、料理研究家、メディア関係者、芦屋町等の連携により、芦屋町の農水産物等を活用したメニュー開発や特産品開発を行い、現在までサワラのみそ漬け、サワラみりん、サワラおやき等を開発し、長野県松本市や東京都の日本百貨店しょくひんかんに出店し、また本年２月に開催した第１回さわらサミットでも販売するなど販路の開拓に取り組み、現在はスーパーはまゆうでも販売しております。

今年度は、県内でも有数の赤シソの産地ということもあり、この赤シソを活用した赤しそ純米梅酒、これを開発・販売し、また、航空自衛隊芦屋基地との連携による、海の町あしやの水産資源であるサワラ、ヤリイカを活用したシーフードカレーを商品化し、１１月に東京都で開催された、ニッポン全国物産展で販売を開始いたしました。

課題としましては、芦屋町の地域資源を活用した特産品開発に平成２６年度から取り組んでおりますが、材料であるサワラの確保や、安定して販売できる販路の開拓、そして、芦屋町の農水産物にどのような付加価値をつけることが課題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

今、実績と課題の説明を受けました。その課題の中ですけれども、空き店舗活用事業と創業等支援事業についてですが、まずですね、創業を計画する場合、空き店舗が活用できるエリアはどのようになっていますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在の補助金交付要綱では、芦屋町用途地域における商業地域の区域内ということで定義をしております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

商業地域のエリアということでございますけれども、私が大体聞いているのは、正門通り商店街の交差点のところから、大吉のところの交差点というふうに聞いています。中心市街地という概念からすればですね、大体商圏範囲というのは半径５００メートル、これが一般的な見方です。したがいまして、そういう視点からすれば、もっと拡大していくべきではないかと思いますが、この拡大に対する検討はされておりますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在の芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱は、中心市街地の空き店舗の利用促進及びまちのにぎわいづくりのために平成２６年１２月に創設しております。

この要綱では、今申しましたように、空き店舗とは、芦屋町の用途地域における商業地域の区域内で、商業活動または事務所のように供していた町内施設で、連続して３月以上営業されていないものと定義しております。このため、商業地域以外の場所にある空き店舗を借りて出店しても、この補助金の対象とはなっておりませんが、現在、この定義の区域について、見直しを行っているところでございます。また、区域を拡大することによって、町内で増加している空き家の利活用にも着目し、対象を空き家に拡大することもあわせて検討中でございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

ただいま、今のエリアを少し拡大する考え方はあるということでございますので、その点、ぜひ前向きにですね、進んでいただきたいと思います。

今、ちょっと話が出ましたように、空き家対策というのは一方で、まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、その中でも取り組んでおられますけれども、この創業支援についてもですね、空き家住宅を活用して創業しようということもあり得ると思います。したがって空き店舗もですね、空き家対策の中で活用できる仕組みづくりというのを考えてはどうかと思いますが、この件についてよろしくお願いします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

芦屋町の創業等促進支援事業補助金交付要綱、これに関しましては、空き店舗という定義がございませんので、空き家を改造して、それを創業しても対象にはなっております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

ぜひ、これはですね、結構大事な部分だと私は思っています。町内にいっぱい空き家があるわけですので、やっぱり空き家も空き店舗と同じような認識を持つべきだと私は思う。それが町内移住にもつながってくるという見方をしていくべきだと思っておりますので、一つ前向きな検討をお願いしたいと思います。

次にですね、創業等促進支援事業については、私が聞いている限りでは、近隣の市町では、こういった制度はできていないということでございますが、１件当たり２００万円という補助というのは相当魅力があると私は思います。２９年度末までという、今の条例ではなっているようでございますが、この期間を限定する、一応２９年度末で終わると思いますけれども、ぜひこれは延長してですね、これから先も支援活動を行っていくべきだと思っております。この件についてはいかがでしょう。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在、２つの要綱は２６年１２月に創設されて、特例要綱をつくって、来年の３月まで創業促進は従来上限が１００万だったものが２００万、空き家については月５万が限度だったのが、６万というような特例要綱ができております。この特例要綱が来年３月までの期限となっておりますので、そのあとのそれぞれの要綱につきましては、先ほど申しましたように、創生総合戦略に載っていないもの、それと区域の問題等もありますので、現在引き続き、また更なる魅力があるような要綱に見直したいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

そうですね。大体、何でも制度というのは、そこを縦で考えていきますので、やっぱりこれはリンク、お互いしているわけですので。ぜひですね、この制度は非常にいいと思いますので、継続しての取り組みを期待をしておきます。

先に進まさせていただきますが、企業誘致事業について、説明では実績１件ということでございますけれども、企業誘致のメリットというは、税収の増加と雇用の増大というのが、もう基本的な考え方であるのは御承知のとおりです。この中で、業種等で何か制約はありますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

芦屋町の企業誘致条例の中で事業所の基準というものがございます。これは、日本標準産業分類に掲げる産業のうち、製造業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売・小売業、学術研究、専門・技術専門サービス業、宿泊業、飲酒サービス業、ただし風俗営業等の規制に関する法律に規定する業種は除くというものになっておりまして、それ以外にも教育、学習支援業、医療、福祉、その他まちづくりに寄与するものであると町長が特に認める事業所ということで、そんなにきつい制限にはなっていないというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

今、お聞きした中では、特段業種の制約はないというふうに思います。今の実績数のことですけれども、多いか少ないかと言えば、少ないに決まっていますが、これどのような手段で取り組んでおられますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

すみせん、質問の内容を聞いてもいいでしょうか。質問。どのような、すみません。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

企業誘致、事業に取り組んであるわけですが、企業誘致をするときにはですね、基本的には目的意識をもって普通は取り組みます。例えば、この地域にこの業務、これを入れてくれというのが基本的な考え方と思いますが、いろいろな取り組み方があると思うんですけど、今、芦屋町の取り組み方としては企業誘致をするためにどのような手段で行ってある、取り組んでいるかということです。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

この地域づくり課に来てまだ１年、２年弱となっておりますけれども、この企業誘致条例について、特段の考えを特に持って取り組んではおりません。

以上です。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

今、言いましたようにですね、企業誘致というのは、本来目的を持ってやらないかんということですが。そのようなとこからすると、どのような目標を持っているかと聞きたかったんですが、ないようですので、この件については結構です。

ではですね、次にスーパーはまゆうの誘致が実現しました。あの時の誘致の考え方というのは、中心市街地の活性化、住民の生活利便性の向上というのが目的であったと思います。その後の課題としてはどのように捉えておられますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

平成２４年５月にスーパーはまゆうがオープンして、船頭町駐車場付近には多くのお客さんが訪れるようになりましたが、正門通り商店街は、閉店した店舗が多く、スーパーに来たお客様を

商店街周辺に誘導するというようなことは思うようには進んでおりませんでした。

このため、平成２６年１２月に芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱を創設し、商店街の空き店舗に係る家賃の一部を補助することで商店街のにぎわいづくりに取り組み、現在まで５件の空き店舗を利用した出店があっております。

ほかにも、平成２７年度に、観光客の誘致と町内消費の拡大を目的に町外者限定のプレミアム券「〇得通貨」を発行したり、平成２６年の年末には、町内の８０事業所が参加した歳末大売出しの時期にあわせたプレミアム付き商品券を発行するなど、商工会及び事業者の方との連携により、地域の消費喚起及び活性化に取り組んだというふうに思っております。

以上でございます。

〇議長　小田　武人君

辻本議員。

〇議員　８番　辻本　一夫君

この件についてはですね、スーパーはまゆうの誘致というのは、本当に行政からすれば、呼び水的なものですね。これでいいんですが、要はですね、その後のことなんですね。やっぱり、今、行政としてやるべきこと、空き店舗誘致のための支援事業とか、創業支援を含めてですが、いろいろ取り組んでありますけど、こう見とっても、町の姿勢というのは昔から変わらないんです。私が商工会におるころから変わらない。だけどもですね、私がおるころは、やっぱり自分が動いていましたよ。私はそういうことを考えるときにですね、やっぱり商工会とか商店街の関係者みずからがですね、やっぱり積極的に動くという姿勢が大事なことだと思いますので、この件については、行政からですね、やっぱり喚起、要請すべきだと私は思います。本気でやるという姿勢がほしいなと、このように思っていますので、今後の動きに期待をしておきます。

次にですね、特産品開発事業と農商工連携についてお尋ねします。特産品イコール名産品と言ってもいいと思いますが、この特産品の開発については、製造業者も活用できますか。

〇議長　小田　武人君

地域づくり課長。

〇地域づくり課長　入江　真二君

現在、特産品開発をしておりますのは、商工会が主となって行っております。その商工会の部会の中でいろいろな芦屋町の地域産品を挙げて、それで加工業者等々も協力があって、サワラみりんであったり、サワラのみそ漬け、サワラおやき等を開発しております。

以上でございます。

〇議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

商工会の中でプロジェクトをつくって、いろいろな研究等を行っているということのようですけれども、その中に製造業者が入っているのか、入っていないのかなと思って、今お尋ねしてみました。どうでしょう。製造者は入りますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

そのプロジェクトの中には、製造業者の方は入っておりません。ただ、実際に長野県の松本とか東京に食品販路をするときには、食品製造業者等も一緒に行っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

あのですね、こういう特産品開発なんていうのは、製造業が一番近いと私は思います。ぜひですね、業種の垣根というのはないわけですので、積極的に製造業者も取り組んでいくべきだとこのように思います。

特産品開発で一番大事なことはですね、販路拡大の仕掛けが一番大事なポイントになろうかと思います。先ほども言われましたさわらサミットですね、これは昨年ですね、大々的に開催されて非常に話題になりました。ではですね、今、現実的にどの店に行けば食べられるかですね、把握していますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

ことしの２月にさわらサミットをしたときには、その波及効果事業ということで、町内の飲食店で、そのサワラの特産メニューを、すみません、２カ月ぐらいだったと思います、置いておりますけれども、成果としてはあまり芳しくなかったというような状況がございます。それとサワラは旬のものということもあって、今現在、このサワラをメニューにしているところもありますけれど、特産品メニューということで、まだ販売を続けているというところは把握しておりません。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

やっぱりですね、消費者の方にいかに知ってもらうかということが大事なことだと思います。特産品開発プロジェクト等々のメンバーは、私は一生懸命になって研究、開発に取り組んでこられていました。で、できました。イベントをやりました。で終わっている感じがしてなりません。今のままでは普及拡大が非常に望めないなと、薄いなというように思います。要は、フォローをどのようにするかということだと思っています。それは誰が販売するのかというところでございますが、せっかくつくり上げたものなんですね。やっぱりここもまた同じことになりますが、商工会とか飲食業界がですね、取扱店はこんな店ですよときちっとしたＰＲ活動を行って、消費者に訴えていくべきだと、このように私は思います。いずれにしても、特産品というのは次々にできることは非常にいいことではございますが、それらをまずはですね、町民に先とか言っています。町民の方々に周知して、利用しやすい体制づくりをするためにですね、空き店舗を活用したアンテナショップをオープンする気持ちは、考え方はありませんか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在、そのさわらサミット、ことしの２月に第１回を開催しまして、これは芦屋町のサワラをブランド名を上げる、認知度を上げる、そういったことを含めてさわらサミットを立ち上げ、こういうことを繰り返すことで、芦屋町に来れば、生きのいい、おいしいサワラが食べられるというようなことが、まだまだ必要だというふうに考えております。このためには、当の漁業者の方の盛り上がりも、もちろん重要だと思っていますし、そうすることで販路拡大をすることもできるというふうに考えております。お尋ねの芦屋町の空き店舗を活用して町がアンテナショップをするというようなことは、現在想定しておりません。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

これはですね、これから考えていただければいいことかと思っています。要は消費拡大をどのようにして図るかということが大事なことでございます。現在ですね、さわらサミット、それから砂像展、ファミリーフィッシングですね、さまざまな、いろいろなイベント行事がですね、繰り広げておられて、芦屋町への入り込み客数も非常に増加しておると思います。これはですね、今後も粘り強いですね、継続的な取り組みが必要だと思いますので、いろいろ期待もしておりますし、私自身もしっかりと参加もしていきたいと思っています。

ではですね、次の要点２、地域経済活性化への取り組みについてということに移らさせていただきます。

近年、１．５次産業とか６次産業とかですね、いう言葉がありますように、各業種に従事している方々の個々のつながり、連携、またあるいは観光推進プロジェクトといいますか、そういったこと等によって新たな商品が生まれてきています。ただですね、農業、漁業、商工業者のですね、個々の連携ができれば、それなりの成果ができてくるのは事実でございますけれども、一業者、一個人としての取り組みではですね、将来的に販路の拡大には限界があると思います。したがって、ネットワーク化を図ることが重要ではないかと私は考えます。これから芦屋ブランドの開発、それから地元産品の販路拡大、消費拡大を図りやすくするためにはですね、その個々の事業者をリードする立場にある商工会、観光協会、漁協、ＪＡ、この各組織体が情報を共有して、補完し合える体制づくりができれば、より一層、継続的、発展的な取り組みにつながっていくと、私はこのように思います。余談ですけれども、これから芦屋港湾の活性化を動いていくと思いますけども、この中でも一役買うことができる、担うことができるんじゃないかというふうに思っています。このような考え方から、地方創生事業の終了後のことも考えたとき、この産業分野による産業振興に関する研究会、仮称ですけれども、設置する考えはないのかをお尋ねします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

現在、商工会で取り組んでおります特産品開発プロジェクト推進事業委員会及び専門部会は、平成２６年度から、関係機関や農商工連携による特産品等の開発によって、地域経済の活性化に取り組んでおるところで、現在のところまで、芦屋のサワラ、芦屋の赤シソ等を活用した特産品も開発、販売しております。

また、行政においても、芦屋ブランド認定制度、これはまだ正式には決まっておりませんけれども、芦屋町が認定する芦屋の地域物産、そういった認定制度に基づいて、認定制度も含めて、今後、商工会との連携も必要となるというふうに考えておりますので、現在のこの組織の中で、取り組みを継続していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

確かに今ですね、地方創生で走っているわけですから、今の動きを、例えば止めてつくるとか、そういうことではありません。将来を見据えて、そういうことが必要じゃないかということを私

は思って提案しているわけです。町長、この件についてどう思われますか。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

辻本議員さんのおっしゃられる通り、本当にごもっともなことなんですが。なんですが、結局このさわらサミットにしても始まったばっかり、全てのことについて、とにかく行政のやるメニューは多すぎて、今、整理がついていないというのが、私の正直、実感であるわけでございます。これはやっぱり第１ステップ、第２ステップ、第３ステップということでですね、急激にすれば走っていけば息切れをしますので、今、課長がるる、いろいろ説明したように、直すところは直す。やり直すところはやり直すということでですね、いろいろな形の中で、また議会の皆さんにも御相談する場面があるでしょうし、商工会にも叱咤激励して、取り組むようにという形の中で協議しなければならないと思っております。いずれにしてもですね、人がやることですので、やはり商売人の方みずからがその気になって２人、３人で結構なんですが、引っ張っていただけるリーダーがですね、やっぱりいないといろいろな事業はできないと思っておりますので、またいろいろな形の中で、お知恵を賜りたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

私も今町長がおっしゃったように、確かにやっぱり１歩１歩だというのはよくわかっていますが、私はちょっと将来を、フライングかもしれませんけどね、３歩ぐらい先を行ったと思いますけど、こういうことも考えていただければと思っております。

では、次のですね、②です。

平成２６年にですね、小規模企業に焦点を当てた小規模企業振興基本法、それとあわせて小規模支援法というのが施行されています。このですね、小規模企業振興基本法というのはですね、それまではですね、中小企業基本法というのがあったんです。今でもあるんですよ。あるんですが、日本全国津々浦々、人口の減少、高齢化ですね、地域経済の低迷、まあそういったことの影響を受けている小規模事業者が多いということでですね、その辺の今やっている、細々とやっている事業者の発展というのを希望しないけれども、維持していけるようにということで、国がですね、新しく小規模企業振興基本法というのをつくったということでございます。中小企業の定義と小規模企業の定義があるんですが、これは資本金と従業員数によって違うんです。今までは、それまでは中小企業という中でも大枠できとったんですが、中小企業の中でも９割は小規模事業者なんです。ここを何とかしようということでつくった制度です。したがって、これはですね、

画期的な法律なんです。ということを頭にちょっと置いていただいて、質問させていただきたいと思います。

今ちょっと言いました、中小企業と小規模企業の違い、わかりますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

中小企業基本法の中に中小企業の定義というものがございまして、製造業、卸売業、小売業、サービス業、それぞれ資本金の額、出資の総額、常時使用する従業員の数等によって中小企業か小規模起業かというような定義がされております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

今、私と同じことをね、そのとおりでございます。全然規模が違うわけですから、その中でですね、お尋ねさせていただきますが。じゃあ町内に小規模事業者はどのくらいおられますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

平成２８年４月１日時点でございますけれども、芦屋町に４７９の事業所がありまして、うち小規模事業所数は４０９件となっております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

町内ではですね、中小企業と言われる会社はですね、何社しかありません。指を折るだけです。あとは全部小規模事業者です。これは実態です。でですね、したがって小規模事業者イコール商工会の会員さんと思ってもらったほうがいいと思いますけれども。４８０くらいのですね、事業所を育成支援している商工会はですね、それぞれの法人、個人の事業者に対してのいろいろな経営支援を行っております。そういう商工会の団体としてはですね、４００、約５００近くのそういう事業所を抱えている団体というのは商工会が一番だと思っています。地域合わせてですね、地域の総合的発展の役割を果たすというのも商工会法に規定されておりますので、ここの考え方からすれば、商工業の振興、まあ、なかんずく小規模事業者の育成、支援の根幹をなす法律が制

定されて、国、県も小規模事業者を応援しているという状況がありますので、私が提案をしたいのは、町自体はいろいろな、さまざまな、町長の話もありました事業に取り組んでおられますけれども、この小規模事業者支援を積極的に支援するその根幹、理念となるですね、小規模事業者の支援に関する条例をつくる考え方はありませんか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

まず要旨にあります、この昭和３８年７月に、この中小企業基本法というのは公布されておりまして、その基本理念というものは、目的は、中小企業に関する施策について、その基本理念、基本方針その他の基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務を明らかにすることにより、中小企業に関する施策を総合的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることが目的とされております。

その次の、平成２６年６月に公布された小規模企業振興基本法の目的も、この中小企業というところが小規模企業に変わるような基本的な目的というのは変わっておりません。この小規模企業振興基本法第７条に、地方公共団体の責務としまして、地方公共団体は、基本原則にのっとり、小規模企業の振興に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の自然的経済的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有するというふうに規定しております。

福岡県でも平成２７年１０月に中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本県経済の健全な発展及び県民生活の向上を図ることを目的に福岡県中小企業振興条例を制定しており、現在、福岡市、北九州市など県内１０市町村が既に条例を制定しております。

全国には、３８５万の中小企業があり、その９割が小規模事業者というふうに言われております。芦屋町では、現在この条例は制定しておりません。ですが、平成２６年１２月に芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱及び芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱を創設し、町内への新たな事業の創出や後継者の新分野への支援に取り組んでおります。また、プレミアム付き商品券の発行により、販売活動の支援及び消費者への消費喚起等により、町内の事業者への支援に取り組んでおります。また、商工会では、本年３月に経営発達支援計画が国に採択され、町内の小規模事業者への伴走型の経営支援に係る補助金や融資制度が活用できるようになっております。

議員が御提案される条例を制定する場合には、いかに地域の小規模企業者の実態や要望を把握することが最重要であると考えております。また、町民の皆様にも、小規模企業の振興の重要性に対する理解と協力の必要性を訴えることも重要であろうと考えております。このため、現在、芦屋町創業等促進支援事業補助金交付要綱及び芦屋町空き店舗活用事業補助金交付要綱等のあり

方もあわせて、条例制定について検討が必要ではないかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

そうですね、この法律ができてですね、もう３年ほど経っておりますけれども、冒頭に言いましたように、この法律の趣旨というのは非常に大きいと思います。重要なことだと思います。したがってですね、国自身が方向転換したわけですから、そういうことも頭に覚えていただきながらですね、今後検討していただきたいと思っていますが。

町長、最後に一言、思いを。考え方、何かありませんか。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

条例をつくったら、どうかということなんですが。昨年も川上議員から同様の御質問をいただいたわけでございますが。るる、辻本議員の質問に地域づくり課長が答弁させていただいたわけでございますが、課長の申し上げたとおり、今までに芦屋町創業等促進支援事業補助金、芦屋町空き店舗活用事業補助金及びプレミアム商品券の発行等々、町内事業者及び消費者の支援に取り組んで、このほかにもいろいろあるわけでございますが。

商工会においても、本年３月経営発達支援計画が国に採択されたことにより、町内の小規模事業者への伴走型の経営支援に係る補助金や融資制度が活用できるようになっており、町及び商工会において、町内事業者の支援に取り組んでいる状況が、現在のところであるわけでございます。議員御質問の小規模企業振興条例の内容につきまして、このことにつきましては、基本理念を定め、市町村の責務、事業者及び商工会等の役割を明記し、小規模企業の振興を総合的かつ計画的に推進するものであり、条例制定につきましては、町内事業者及び商工会との十分な検討が必要と考えております。先ほどの私が答弁させていただいたものと関連いたしましてですね、まだまだ整理しなくちゃいけない部分がたくさんあるわけでございます。今はやはり要綱でですね、させていただきますと、いろいろ弾力性があって、いわゆる今のところ身のこなしがいろいろな形で変えられるという形のほうが今はベストではないかと思っております。もう少しいろいろな形の中で、これでやろうという方向性が固まりましたら、条例制定というのもいいかなと思うわけでございますが。今はまだ時期尚早ではないかと私自身思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

辻本議員。

○議員　８番　辻本　一夫君

これはですね、すぐつくってくれということではなくて、そういうことをずっと頭に置いて先に進んでほしいという思いがあるので、質問させていただきました。これからもですね、小規模事業者のための継続的なですね、取り組み支援については、しっかりやっていただきたいということを期待して、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長　小田　武人君

以上で、辻本議員の一般質問は終わりました。

……

○議長　小田　武人君

次に、４番、刀根議員の一般質問を許します。刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

それでは、通告書に基づきまして、一般質問を行わせていただきます。

今回、一応、私が質問するこの内容は、実は以前にですね、この、大体よく似た内容でやっております。で、それから一定年数経った状態の中で、この一つの状況がどのように変わってきたのかというものをこの場で検証しながら、そして今後のところの部分で、これをどういうふうに進めていく内容が一番ベターなのかといったところでですね、進めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず件名でございますが、これはあの、元気なまちづくりにおける自治区加入向上等についてお尋ねいたします。

要旨でございますが、平成２６年度から地域づくり課において、自治区担当職員制度を導入し、４年目を迎えております。また一方、少子高齢社会は進展し、今までの自治区運営では活動が難しく、地域教育団体である子ども会、婦人会、そして地域を支える基盤が弱体化し、あわせて、高齢者の老人会への加入率も１０年前に比べ低下しております。このため地域の自治区加入とあわせて団体加入を、どのような方向性をもって進めていくのかについてお尋ねするものです。

まず１点目は、平成２９年度と平成２７年度の自治区ごとの人口及び加入数についてお尋ねするものです。特に自治区ごとという部分についてはですね、３０区ございますので、主に変化のあるところの分を抜粋したところで結構でございます。

○議長　小田　武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

平成２９年１１月１日現在の世帯数及び自治区加入率、全体でまず、答えさせていただきます。

人口は１万４，１６６人、世帯数は６，５４１世帯、加入率は５８．５％。平成２７年１１月１日現在では、人口は１万４，４８０人、世帯数は６，５１８世帯、加入率は６０．５％と、この２年間で加入率は２％の減となっております。それと自治区ごとの加入率で、大きく変わったものとしましては、どれぐらいが。第３緑ヶ丘、これが２７年１１月は加入世帯２４０世帯ございましたけれども、これ１６５世帯で７９．５％から５６．３％に減となっております。あと、大きく変わったというと金屋、ここは３４世帯から２９世帯、全体の世帯数が少ないんですけれども、８２．９％から７２．５％、約１０％の減となっております。あとは、田屋、２７年が３９世帯で２８．３％でしたけれども、２９年の１１月時点では同じ世帯数ですけれども、加入率は４１．１％と約十二、三％上昇しております。大体主なところというのは以上でございます。すみません、あと江川台ですね。江川台が１６８世帯から１４０世帯に減となって、約１２％の減となっております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

私がですね、やはり言いたいのが、基本的には、何といいますかね、こういった事業を進めているにもかかわらず、パーセント的に落ちていますよと。だから従来どおりの、いわゆる加入促進といったところで、なかなか意識そのものが地域に目が向いていない。自治意識の希薄化っていうものが進んでおりますよっていうものを、この時点で押さえていただきたいと思います。

そして、この押さえた時点でですね、特に何が問題か。実は、人がほとんど変わっていないんですね、自治区の中で。例えば、私の大君区という格好で、一般質問、一つの自治区の加入促進に向けた取り組みについて、させていただいております。確かに、何世帯かは新しく入ってきてるけども、そのままそっくり、いわゆるその年齢層が高くなってきていますと。いわゆる中で受け継いでいく方がだんだん後継者育成というのかな､そういった部分でしんどくなっていますよ。そうすると、何らかの新たな発想で変えていかないと、もう自然消滅してしまいますよっていうものを危機感として持っておりますので、これはぜひ、各地区の中でもね、取り組むような、いわゆる行政のほうからの指導制をもったやり方。これをやらないとなかなか難しいですよっていう現状に芦屋町がきているんじゃないかなというふうに思いますので、提言しておきます。

特に何が問題かという形の中で、実は、後を担うというところでですね、大君区のほうで１２月の１０日に臨時総会させていただきました。そして、やはりあの来ていただいた中で、いろんな意見を聞いて、そして、次に回るような、スムーズに回るような方法はないだろうかといったところで、建設的な意見も出てまいりました。ただ、最終的にはですね、だんだん高齢化してい

るから、その辺のところはもっと、いわゆる一つの自治活動とか過大運営じゃなくて、例えば、健康づくりとか、そういったところに向けた活動を通して、一つの全部が入るような活動に広げていかないと。今のままじゃ、役員を持って行ったら、もう私は区を辞めますとか、そういった形にしかなりませんよという格好で。いろんな意見も吸収でき、やはり三人寄れば文殊の知恵と言いますけども。そういったものがやはりあるなといったところで、まだまだここ数年の分野はですね、運営できそうですけども。後５年もすると、もうほとんど８０歳以上。しかもその中の空き家がどんどこふえていくっていう状況が見えているっていう状況であることがわかりました。

そこで、やはり一つの自治区の活動という部分で、その原点になるものはそれを、中間層を支える各種団体というものがあります。質問の２でございますが、子ども会、婦人会、老人会についての上部加入率。これはあの、一つの、子ども会育成会とか、老人会の本部への加入率。そういった意味合いです。そのところについてわかりましたら、各課のところで御報告をお願いいたします。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

それでは、まず初めに、子ども会及び婦人会への対応につきまして、所管であります生涯学習課よりお答えさせていただきます。

子ども会育成会連合会は各自治区の子ども会組織が加入する上部団体形式となっておりますが、婦人会につきましては、上部団体との位置づけではなく、個人加入が基本となり、居住区に応じて、その中で支部を形成する形をとっておりますことを、まず説明させていただきます。

実態として、子ども会は平成１９年度には２３自治区８０２人、婦人会は１５年度には個人会員３３５人で１０の支部がありましたが、現在の加入状況は、２９年度当初で子ども会育成会連合会が９自治区２５８人、婦人会は個人会員６０人で、現在２地区の支部になっているとのお話を伺っております。

各団体への加入促進対策につきましては、各自治区や個人において、さまざまな実情・考え方がございます。特に、現代では子供の数の減少だけはでなく、子供たちが習い事やスポーツ活動などで時間的制約があり、子ども会活動への参加が減っているということや、働く女性の増加や女性活躍推進による女性の活動の選択枠が広がっていることなど、個人の生活スタイルが多様化している状況です。また、団体に所属することで役職等が回ってくる、何回も会議や研修などに参加しなければならない。また、組織に属するという人間関係がおっくうだといった負担感を感じ、組織に所属することを避ける人たちがふえてるというのが実態です。結果的に各自治区の子ども会組織が成立せず、婦人会への新規会員加入も進まないという状況で、加入促進の効果的な

方策が見出せていないといったのが現状です。

生涯学習課におきましては、各団体への補助金支給のほかに、婦人会に関しましては、ボランティア活動センターを中心とする活動支援、相談対応、子ども会育成会連合会に関しましては、指導者研修会の開催やイベント企画、実施支援を行って、少しでも各団体への活動が活性化するように、活動状況の情報発信、事業のお手伝い、活動の場の提供をしておりますが、これを引き続き、補助制度・相談支援体制を継続するとともに、各会の活動について、加入されていない方や組織が未成立の地域に向けて広報宣伝、啓発活動などを行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

福祉課長。

○福祉課長　吉永　博幸君

福祉課で支援しております老人クラブにつきましては、２５年度までは上部団体でございます老人クラブ連合会へ加入していない単位老人クラブがございました。しかし、連合会の事務局ともども当該単位老人クラブと協議を重ねさせていただき、２６年度以降、現在１８ございます全ての単位老人クラブは、老人クラブ連合会へ加入していただいております。

また、各老人クラブ会員の加入促進に関しましては、高齢者に魅力ある老人クラブとなるためには、老人クラブの活性化が不可欠でございますので、福祉課では老人クラブ活動支援を重点事業として位置づけて取り組んでおります。

具体的には、活動補助金の交付を初め、盆踊りやスポーツ大会等の各種事業に対する人的な支援をしております。また、会員の獲得に向け、新しい単位老人クラブの立ち上げに向けた協議、各単位老人クラブとの意見交換、勧誘チラシの作成、広報あしやや町ホームページで活動紹介等の周知を行っています。

一方、老人クラブ連合会においても、会員の方でなくてもスポーツ大会へ参加ができる環境を整えたり、新しく健康ウォーキング大会を開催するなどの会員の獲得に取り組んでおられますが、町はその際にも支援を行っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

生涯学習と今、老人クラブという格好で、報告がございました。ただこの中でね、婦人会がもう、過去、昔、支部という形の中であったのが、今はもう個人加入に切りかわったということなんですけども、これはいつぐらいからそういうふうに切りかわったのでしょうか。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

確認しましたところ、いつからということは、きちんとした数字はわかってはおりませんが、従前からあくまでも個人で。１５年度に１０支部あったということですけど、必ずしも自治区に加入されている婦人部というか、婦人の方たちのグループが全部入っているわけでもなく、状況によっては、その各自治区の婦人の団体の方たちがそのまま入っているケースもあったということです。

条例、規約の改正を以前されていらっしゃいますので、それまでは、実は支部という表現もなかったということですので、会長のほうとお話をさせていただいたところ、そういった形で今、人員の形成を行っているといった状況です。申しわけありません。ちゃんと、きちんとしたお答えができなくてすいません。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

私はですね、このように考えているんですね。やはり、まずは自治区の方がおらっしゃる。そして、その中の活動を支えていくっていうのが地域団体としての子ども会、婦人会、そして福祉団体としての老人会。それらが合体して、その中の部分の活動を支えていくことによって、いろんな自治区の事業ができていく。ところが、この地域団体並びに福祉団体の弱体化っていうものが、実は自治区の活動をですね、低迷させているもとをつくっているんじゃないかなと。いわゆる二十数年前ていう格好の中で考えていったときに、これ、よその町に比べて、芦屋町は結構そういった教育団体とか、そういったものはしっかりしてたもんで、いろんなボランティア活動とか、そういったものが団体ごとにされてくるし、同時に地域の中でもですね、協力体制というものがあったわけです。

ところが、自治区の加入率が低下していく。低下していくことにあわせて、そういった活動も低迷化していくっていう傾向が生まれている。これは以前にもですね、これ言っていたんですけども。その前に、ちょっとお尋ねしたいんですが、子ども会とか婦人会とか老人会とか、そういった部分は一定の予算枠を持っているはずですね。ですから、一つの予算の枠で組織している自治会の方に補助金として出ている。団体には団体として出てるしっていう形になろうと思うんですが。それは、極端に数字が少なくなったとしても、今もその現行の金額で動いているんでしょうか。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

きちんとした数字は、すいません、今、持ち合わせておりませんが、減額してるといったことはございません。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

であればですね、やはりそこに子ども会というものがある。婦人会というものがある。老人会というものがある。それをきちんとした年齢の中で区分けして、そして例えば、婦人会は６０歳までですよと。６０歳の方以上になったら、これはもう６０でも７０でもよろしいんですけども。そのところですることによって、よりそれがわかりやすくなる。ところが今の中ではですね、例えば、区によってその加入の部分がばらばらだし、というところで逆にわかりにくくなっているんじゃないかなと。もう少し一つの団体ごとの整理をし、それを横断的にね、調整し合って、そしてまずはその、そういったベースのところからね、きちんとつくり直していく必要があると思うんですが、その点について生涯学習課長、老人会、それからできましたら、企画課長のほうも一つお答えいただきたいんですが。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

まず、子ども会ですけれども、基本としては子供会の加入は小学生といった線がございますが、実際地区によっては、未就学児や状況によっては中学生も加入した状態で組織しているということは聞いておりますので、その自治区によって、子ども会育成会はそれこそ上部組織形式になっておりますので、自治区によって、子供たちの状況によってつくっていただくのがよろしいかとは思っております。ですので、その部分につきましては、ある程度の年齢的という観点におきましては、きちんと整理ができているのではないかなというふうに考えております。

婦人会につきましては、社会教育団体ということで、その組織の中のいろいろな事業、そういったところに干渉してはならないという、実は社会教育法において規定がされておりますので、まずはその年齢的なところっていうのにつきましては、まずは団体のお考えが第一ではないかというふうに思っております。逆に年齢を引いてしまうことで、本当は若くても婦人会の活動をしたい。また逆もしかりで、御高齢になっても婦人会の活動をしたいっていう方を制約してしまうおそれがございますので、年齢制限等の導入については慎重に取り組んでいかなければならないのではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

福祉課長。

○福祉課長　吉永　博幸君

老人クラブにつきましては、６０歳以上をおおむねという方で加入することができます。そういうことで、単位老人クラブ１８ございます。やっぱり自治区によって少しずつ特色がございます。例えば、ある自治区においては、ほぼ老人クラブと年齢がかぶっているところで、壮年会というところがあって、その壮年会が自治区の活動を結構担っている分がございます。そういったとこに私どもが積極的に声を出して制御するのはどうかなっていうのは、ちょっと今ございます。それは、老人クラブとも話し合って、そういう、どうかなという考え方を持っております。したがいまして、基本的には区の考え方を尊重した上でですね、その中にあっても、老人クラブというものを、一つの組織を積極的につくっていくという考え方のもと、老人クラブ連合会とは今、いわゆる立ち上げ支援を行っている状況でございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

企画政策課長。

○企画政策課長　中西　新吾君

今、芦屋町のほうでは自治区担当職員制度ということで、自治区のほうに今、職員が参加させていただいているということです。それは今ステップ１、そして今ステップ２ということで、区の役員会とか、総会とか、そういったとこにも参加させていただいております。３０年の４月からステップ３ということで、３つのモデル自治区において、まちづくり計画を策定していこうというふうに計画上なっております。このまちづくり計画、まあどういう計画になるか、自治区ごとに変わってくるとは思いますが、刀根議員がおっしゃるような、そういう一つの何か組織的なものができるとすれば、それが一つの何と言いましょうか。モデルとして、ほかの自治区に波及してくるのではなかろうかというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

今、一つの地域づくりというところの自治区の中で、職員担当制度っていう格好で出ました。これは基本的に、やはり３０区っていう格好であるわけですが、現在のステップ２というところで、どのくらいの自治区がその中で動き、どのような活動をしているのか。概要で結構でござい

ます。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

ことしで４年目ということでステップ２も２年目の年になっております。ことしステップ２に取り組んでおります自治区は１２自治区。その１２自治区に延べ８９人の職員が参加して、それぞれの区の課題等を抽出するというようなことの協議を行っております。先ほど企画政策課長が申しましたように、来年の４月からはステップ３に入って、モデル地区がまちづくりの計画をつくる。これらの課題を抽出して、それらの課題解決するための、できるような計画を策定する予定でございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

今の件でちょっともう１回整理したいんですが。じゃあ３０区あるうちの１２地区がステップ２を動いていますよと。来年度３にいきますよという解釈でいいですね。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

今年度ステップ２に取り組んでいるのが１２自治区でございます。来年のステップ３に行くのはモデル自治区ということで、一応、今のところ３自治区のところを計画しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

私が知りたいのはね、ステップ２までいっていない地区がどのくらいあるんですかっていうのが知りたいわけ。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

残りの１８自治区がまだステップ２に進んでおりません。

以上です。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

そうしますとね、これでもまた、格差が出ちゃうんですよね。３０区のうちのステップ２にいったのが１２地区。半分以上がそこまで動いていませんよという格好の中で、片一方はもう、ステップ３のいわゆるそういった地域の問題・課題までいきますよという形で、やはり温度差が激しいんだけど。これは、例えばステップ２っていうところにいっていない地区のほうはね、ある程度いっていただくような働きかけとか、そういったものは行政的な指導の中ではできないんでしょうか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

この自治区担当職員制度、これは、平成２６年８月に住民参画まちづくり条例に基づいた協働のまちづくりの実現のために１５６名全ての職員が地域の活動に参加して、町民による自主的な地域づくりのサポートを目的としております。そのため、先ほど来から議員おっしゃいますように、町が指導というようなことがありますけれども、我々が区長会等々に出ましたときも、あくまで区の自主性っていうのは、そこは、損なわないようにしなければいけないのではないかというふうに考えております。

それと、ステップ１、ステップ２、来年からステップ３となるわけですけれども、ステップ１の行事等にも参加が少ない自治区等も実はございまして、それぞれの区の考え方、一応、町ではステップ５までの計画をつくっておりますので、できるだけ皆さん、それぞれの区がステップ５までいけるようにはしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

私はどうも、お聞きしながらね、やっぱり一つのこう、一つの地区、地域の特性を生かしてやる、その実勢を考えて進めていくっていうのはわからんでもないです。だけど、あまりにも片一方とその部分で格差がありすぎるのは、果たしてどうかな。やっぱり、これは次のところの部分にちょっと触れるんですけども、各地域の中にはそれを引っ張っていく人とそして、それを支える側の人とそれが一体化なって、初めて進めていく。ところが、その進めていこうにもね、もう引っ張っていく方はもう何人かだけ。例えば３０区のうちの１０人おればいいんですと。ほかの

２０人はね、見てからまねすればいいんですよという意味合いの中では、いかないと思います。ですから当然、基本的に町としてその辺をどう考えているのか。そうすると地域というものが、その中でできない、できづらい。そういった部分が実はあるんですね。その地域の中で、ここは子供もおる、婦人もおる、高齢者もおるということで、極端な話で言えば、花美坂みたいなものです。そうすると、そこは何やろうと思ってもやれます。リーダーさえしっかりしとればね。あと地域の組織化もあるんですけども。それ以外の、例えば、弱小区という言い方すると問題があるんで、小さな区と言い方します。その小さな区の中にはね、２０戸もないくらいの区もあるわけです。もうほとんどは高齢者。子供がおるといったって、子供もいないよっていう区もあるわけ。それと同等の扱いの中でいくことが果たしてどうか。そうするとやはり活動、これからの部分で考えていこうとすると、町として一つのビジョン。いわゆるそのビジョンもある程度バランスのとれたところは、実は、私は芦屋東校区だと思っているんですけども。大体同じ世帯数のところで、約芦屋小学校区と同じくらいの世帯数があって、人数があって。そしてということで、片や７区で構成され、片一方は１０区で構成され。じゃあその７区の中に統合していきながら、区としての活動も社会教育団体としての活動もできるような青写真というのかね。それをもって一つの、例えば、これは区の自主性だからというのにとどまらず、こちらのが理想なんですと。これは、決めるのは、皆さん方で決められて結構ですけども。できるだけこういった活動がしやすいような、新たなビジョンでも構いませんよ、そういったものをつくられて、そしてそれをお示しする。それが一番、私は活動的な、元気な魅力あるまちづくりといったところにつながっていくと思うんですよ。

そういったものがない中で、これは自主団体の部分だから。それを純粋にきれいごとに聞こえます。きれいごとだけど、現実問題は、もっと地域の中では、もっと深刻な問題になっています。ですから、その点を踏まえて、皆さん方のところでね、横断的に、例えば、いわゆる学校教育の問題もありましょうし、社会教育の問題もありましょうし、福祉の問題もありましょうし、健康づくりの問題もありましょう。また、そういったものをね、横断的に考えていく中で、私は一つの地域づくりの青写真というふうなところで、どこがそのイニシアティブをとっていくのかといったところでね、それを進めていかない限りにおいては、今の地域を支える問題とか、入らなければ入らないほどね、それを今回の総会の中でも声として現実出てまいりますからね。入ればね、いろんなボランティア活動せないかん。地域のこともせないかん。かといって、その寄附もせないかんていうマイナス、デメリットばっかりが出てくるわけ。そういった問題じゃないでしょっていうところで、その反対におっしゃる考え方もいらっしゃいますけども、私は一番大事なのは青写真だと思っています。そして、その青写真の中でどう進めていくんかというところで一応、横断的にね、進めていく必要があると思うんで、できたらこれは企画課長のほうがいいかな。お

答えしていただきたいんですが。

○議長　小田　武人君

企画政策課長。

○企画政策課長　中西　新吾君

今、自治区のことについてなんですけども、今、町の職員とそれとその区長会の方と自治区活性化促進会議というのを開いております。その中でその自治区の加入のことだとか、いろんな課題が出てまいりますので、そこで話せるかどうかはちょっと、何とも言いがたいんですけど、話す場とすれば、その活性化促進会議ということで話すのが一番いいのではなかろうかというふうに考えるところでございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

これは今後の問題といったところでですね、捉えられて結構ですけども。

最後に３点目、地域リーダーの育成に対し、各課で取り組んでいる事業についてお答えください。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

では、まず最初に生涯学習課からお答えいたします。

生涯学習課では、青少年に対する地域リーダー育成の取り組みとして、あしやハンズ・オン・キッズ事業、佐野市青少年交流事業及びぼらんてぃあキッズ事業を実施しております。

あしやハンズ・オン・キッズ事業は平成１７年度から続く事業で、子供たちが家庭から離れ、日常生活では体験できない規律ある集団行動による多くの体験を通して、連帯感や協調性、責任感を醸成するとともに、リーダーとしての資質向上を図ることを目的に開催しております。年間で１０回のさまざまな体験活動を実施し、３月に１年間の活動報告会を行います。対象は町内の小学４年生から６年生で、運営・指導に当たっては職員のほか、高校生から大学生の研修生ＯＢや近郊の大学の学生ボランティアが参加しております。

佐野市青少年交流事業は平成６年度から続く事業で、茶の湯釜の産地として共通する文化を持つ両市町の子供たちが、相互理解を深め、故郷を見つめ直し、さらに山と海との文化交流を通して、豊かな心の醸成を図り、心身ともに健全で社会性のある人格形成を育むことを目的に、現在は隔年で相互訪問しております。対象は現在小学５年生から中学２年生までで、運営・指導に当

たっては職員のほか、研修生ＯＢの学生ボランティアが指導員として携わっております。

ぼらんてぃあキッズ事業は平成２４年度から続く事業で、地域におけるボランティア活動や研修を通じて、子供の規範意識や自尊感情を高め、社会の一員としての役割や責任意識を育成するとともに、ボランティア意識を定着させて、次世代の地域コミュニティを担う人材を育成するものです。従前は小中学生を対象としておりましたが、平成２７年度からは対象者を小学生から大学生までに拡充し、運営・指導に当たっては、ボランティアコーディネーター及び職員が行っております。以上が青少年に関してです。

また、成人に対するものとして、生涯学習課が事務局を持っている社会教育団体である芦屋町子ども会育成会連合会では、新旧子ども会役員との情報交換会や、役員のほか各区で子供にかかわる方々を対象とした指導者研修会を行っています。また、芦屋町青少年健全育成町民会議及び校区青少年健全育成会議では、総会時に各会議の委員などを中心とした指導者研修会を行っています。

このほか、各自治区の公民館長に対しまして、必要に応じて公民館実践活動に関する情報提供を行うとともに、県の公民館連合会や町の公民館が実施する各種研修・講座への参加を促しています。

最後になりますが、ボランティア活動センターでは、ボランティア活動の活発化や各団体の交流の場として、ワールドカフェ事業を現在実施しています。さまざまなボランティア活動に携わる人たちが地域の課題をテーマに意見交換し、地域コミュニティやボランティアの必要性を認識することで、参加者のボランティアに対する知識向上やネットワークづくり、コミュニケーション力の向上につながっていると考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

福祉課長。

○福祉課長　吉永　博幸君

地域リーダーの育成は、当該地域でさまざまな地域活動が活発に行われることを目指して行っておりますが、福祉課においては、２４年度から開始した自治区公民館体操教室及び２７年度から開始した地域交流サロン事業の２事業がございます。それぞれのリーダー及び運営者の育成に関して取り組んでいます内容を説明申し上げます。

第１点目は、現在１５地区で実施されております自治区公民館体操教室でございます。この事業は、自治区の公民館で体操教室を開催し、高齢者の介護予防を進めるものでございますが、各地域で体操の指導を行うリーダーを育成するため、２６年度から自治区公民館体操教室ボランティア養成講座を実施しています。養成講座は全８回で、参加者の方には５回以上受講していただ

くと修了証を交付しております。これまで４１名の方が修了されており、今年度も新しく６名の方が修了予定でございます。

また、２８年度からは、ボランティアの方のやる気を引き出し、体操教室を充実させるため、養成講座修了生向けのステップアップのための講座を開催しており、１７名が受講を終了しております。

２点目は、地域交流サロン事業でございます。この事業は２７年度から始めた事業で、現在１８の自治区で取り組まれておられます。事業の目的は、高齢者などが地域の人と交流することで、高齢者の見守りや引きこもりを防止し、認知症予防を初めとした介護予防を進めるために実施しているものでございます。

地域サロンのリーダーとなる担い手の育成及びサロン活動の活性化のために実施していることについて説明申し上げます。

まず、各地域でサロン活動に取り組んでいただく前に実施しているものは、サロン活動立ち上げ支援研修です。この研修は、担い手の方々がサロン活動を運営していく中で、参加者の集め方や高齢者の特性など、サロン活動の不安やわからないことについて、行政や社会福祉協議会からの助言、サロン活動を始める地域の方々の意見交換を行うものでございます。

地域交流サロン事業は２７年度から始めた事業でございますので、２６年度から当該研修を実施し、初年度は２回の開催で６０名の参加、２７年度は２回で５６名、２８年度も２回で５４名が参加されました。本年度も、３０年度から実施する地域に対して、立ち上げ支援研修を２月に開催する予定としております。

次に、各地域で既に行われているサロン活動の活性化や運営に関する課題の解決、担い手の育成などを図るため、担い手の方々に集まっていただき、各地域の活動の自慢や悩みを発表する地域交流サロン事業交流会を開催していることでございます。

この交流会は、地域交流サロン事業が始まった２７年度から開始し、初年度は１３名の参加でしたが、２８年度は３８名、２９年度は４９名と年々参加者がふえており、また各地域のサロン活動の担い手である参加者からは、御自身の地域のサロン活動の参考になるとの評価を得ております。

今後ますます進む高齢化、ひとり暮らし高齢者の増加、このような状況を考えますと、一人一人の高齢者がいつまでも元気に、そして地域から見守られる安全な町、地域福祉のまちづくりを進めるため、住民の皆さんの主体性が発揮できるような支援、住民の皆さんとの協働に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

これ以外の指導者育成事業はもうされていないといったところの部分でしょうけども、最後に生涯学習っていうところの部分で、これは目的、目標はどういったものを主眼として生涯学習活動をされているのか、その内容についてお答えしていただきたいと思います。

○議長　小田　武人君

生涯学習課長。

○生涯学習課長　本石　美香君

生涯学習課の所管している事業、生涯学習というのは、議員さんも御承知のように、幅広くいろいろな分野がございます。これは老若男女、対象も広いといった状況で。一つには生涯学習ですので、一生涯、何か学び続けるといったところが目標でございまして、それは、それぞれのニーズや学びたいこと、いろいろございます。ですが、全てをちょっと網羅することはできませんが、なるべくそういったニーズも拾い上げながら、いろいろな学習機会の提供を行っていきたいと考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

刀根議員。

○議員　４番　刀根　正幸君

実はね、今、生涯学習っていうことで、揺りかごから墓場までっていうところで、形容されるっていうことなんでしょうけども。基本的にはその一つの、私は何を目標として、どこまでのところの部分をいつまでにやり上げていくんだ、それが大事なんだなと。そして、それを進めていく中で、やはり大事な一つの人間形成ていいますかね、一つの考え方っていうのか、それがあるんじゃないかなというふうに感じました。

これはあるテレビでこう見ていたときにね、一つの人と人の信頼を勝ち取っていくっていう形の中では、大変な時間がかかりますよと。しかし、一旦、勝ち取った信頼というものは揺らぐものではないですよと。反対に、一つの威厳というものをすれば、それは確保できるかもしれないけども、それは本当の人間的な信頼っていうものは生まれませんよ。これはあの今、何といいますかね、一つの進めている中でね、やはり中心となる問題かなと思っています。ですから、職員担当制度ていう格好で進めていく。進めていくに当たって、やはり、人と人がつながるだけではなかなか信頼というのは生まれませんから、やはりお互いに意見を交換し合いながら、わいわい、がやがやする中でね、やっていく必要があるのかなと。そうした時に一番大事なものが一つの目標意識であり、いつぐらいまでにこんなとこまでやっていきたいですねっていう目標値を定めて

いくと。

これは、あえてこんな質問をしたっていうのは、２年前と今とどう変わったのか。私はお聞きしながら、福祉の今サロン事業というのを進めていますけども、これは各地区の中でね、実際展開されていく中で、好感度の中で地域の方に受け入れられています。ところが、それは何でかっていうと、やっぱりその自分たちに実際に役に立つっていいますか、健康っていうことで。そして、一緒に健康づくり課の方と一緒にこうやって来られて、血圧を測りながらとかいうところを見ながらね、したときに、今、ほとんどサロン事業というのは高齢者だけのもんなんですが、別に愛のネットワークというのもやってるわけですが。これはね、異年齢交流事業といって、さらにまた人数ふえてくるんですが、それは年三、四回の活動。サロンの場合は毎月の活動です。毎月というよりも毎週の活動っていったらいいんかもですね。そうすると、絆とかそういったところの分でお世話する方は大変かもしれないけども、何回でも何回でも触れ合うことによって、そういった信頼もできていくんですよというふうに考えます。

最後に、やはり私は捨てきらないというのが、どうしてもその中でやれない分野。いわゆる大君区の場合はね。例えば県住が区に入って来ないよと。だけど、その福祉の関係でエリアでやってくださいねって来たときに２５％の人で１００％の面倒を見なくちゃいけない。そうすると、その辺についてはやはり青写真、いわゆる行政上の一つの支援というのかな、応援というのかな、それがないと中のそのおらっしゃる方に話しても、「それは刀根さん、今ごろ言ってもね、もう今まで寄附もせんでいい、そういった活動もせんでいいっていうんで定着しとうのに、入り手はおらんよ。」っていう意味で言い方されます。ですから、その講演会とかね、そういった研修会という場で話をしていただいたときに、来ていただいております。だけど、やっぱりいい反応というのは出てこないんですね。

ですから、ぜひこの中で言いたいのは、そういった一つの地域での青写真というものを横断的につないでいただいて、そしてその中で提案し、そしてその部分がやりやすいような、地域の方がやりやすいような体制の中で考案していただければなという一つの要望も兼ねてお話をさせていただきました。

最後でございますけども、やはりこれをやっていくという形の中ではですね、かなり厳しい地域からの声とか、そういったものが出てくるはずです。それをね、やっぱりきちっと受け止めて、そして地域の実情に合った形に、そこの一つの職員担当制度を生かしていただければ、さらに魅力ある元気なまちづくりが進めていけるものと考えております。

以上で一般質問を終わります。

……

○議長　小田　武人君

以上で、刀根議員の一般質問は終わりました。

○議長　小田　武人君

ただいまからしばらく休憩いたします。なお、１５時ちょうどから再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後２時50分休憩

……

午後３時00分再開

○議長　小田　武人君

再開いたします。

次に３番、今田議員の一般質問を許します。今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

３番、今田です。通告に沿って一般質問を行います。

まず１件名、６月にマリンテラスであった給湯配管の破損事故について。要旨（１）状況と対応及び費用についてお尋ねします。

○議長　小田　武人君

執行部の答弁を求めます。地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

６月にマリンテラスでとありますが、実はこれ、５月２６日でございます。午前０時４０分ごろ、２階宴会場裏部の天井裏の給湯管からの漏水により、事務所内の中央監視装置の警報が全館に鳴り、警備員が現場へ確認に行っております。この漏水により、２階宴会場及び廊下、レストランの入口部分、厨房及び１階のバックヤード部の従業員通路等が水浸しとなっております。特に２階の宴会場の廊下の浸水がひどい状況でした。

当日は、山口県の小学校の修学旅行生１０９名が宿泊しており、非常ベル、火災アナウンスが作動したため、すぐに、宿泊者の方には火災でないことを説明し、朝食前に改めて先生及び生徒全員に対して謝罪を行っております。

浸水対応については、マリンテラス従業員から連絡を受けた工事業者により、機械室のもとのバルブを止め、漏水の対応及び漏水箇所の調査を実施しております。我々地域づくり課職員もマリンテラスから連絡があり、職員４名と、太平ビルサービスの社員等により、宴会場の廊下の排水及び拭き取り、宴会場の畳の乾燥等を行い、午前６時ごろ大方の作業が終了しております。

また、２階宴会場が当日使用不能となったため、宴会等の当日予約者については、事情を説明の上、他の個室への移動等の対応を行っております。

この漏水による機器の故障等については、工事業者が加入している工事保険にて対応しており

ますが、給湯管の老朽度及び今後の対応策もあわせまして、調理場への給湯器を１機新設しており、一部給湯管の敷設がえ等にかかった費用４９万７，０００円、これにつきましては、国民宿舎会計において支出しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

その状況ですけど、その状況中に、今までの配管の修理中であったのか、それとも、突発的な配管事故なのか。それと対応に対して初動時間がどのくらいで初動したのか、お尋ねします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

漏水した給湯管ですけれども、この給湯管は今年度、当初予算に上げています全館の給湯管の改修工事に伴う部分でございまして、今のマリンテラスに施設を改修してからいろいろと修理等を行っておりました。実際に漏水した箇所も数日前に修理をしたところが漏水したということになっております。

それと初動時間ですけれども、先ほども申しましたように０時４０分ごろ火災警報が鳴りまして、宿直の警備員の方がマリンテラスの支配人や太平ビルサービスという方にはすぐ連絡をしておりまして、工事業者には１時半ごろ、工事業者に連絡してマリンテラスに１時４０分ごろ来て、原因調査を始めております。それと我々地域づくり課にはマリンテラスから２時ごろ電話がございまして、それぞれ私、課長と溝上係長、地域づくり課職員２名、合計４名で漏水の対応を行っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

では、修理中の事故で確認していいわけですね。その中で、じゃあ修理費は業者持ちですか。それとも芦屋、行政が持ってんですか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

マリンテラスの施設の修繕につきましては、協定の中で年間４００万までは指定管理者が修繕

費を出す。それ以上になった場合、また、１件が１００万を越すような場合であれば、町と協議をして行うというふうになっております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

では、この突発事故の緊急事態が発生したときの連絡体制はどのようになっておるんですか。お知らせください。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

緊急事態の連絡体制ということですが、これはあくまでマリンテラスの中で、その支配人等にまずは連絡してという、それとあとは太平ビルサービス、メンテナンス会社等に電話するようになって。それは、事故が発生した０時４０分。それから約２０分以内で連絡等、警備員がしております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

その時に、何ですか、責任者。支配人は芦屋にいましたか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

我々が約２時半ぐらいにマリンテラスに着いておりますが、そのときにはまだ、支配人に連絡がつかないということで、支配人は、その我々が行ったときには不在でございました。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

では、続きまして、件名２の国民宿舎経営の将来展望について。要旨（１）今年度中の国民宿舎の改修工事の内容と費用、工事期間及び営業開始時間、時期ですね、お願いします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

今年度予定している改修工事の内容ですけれども、空調設備の改修に伴う天井、壁の撤去新設、給湯管の更新に伴う床の撤去新設、大浴場の循環ろ過装置等の更新及びこれらの工事に伴う建築及び電気工事を行い、費用としては当初予算に約２億計上しております。

工事期間につきましては、年明けの１月４日から３月３１日までの期間を予定しており、マリンテラスの営業開始は４月１日を予定しております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

ちょっと、営業開始の時期が今のそのマリンテラスに張ってあるのと日にちが違うんですけど。これ最初のほうは２カ月の休館中と。１回目がですね。２回目が３月３１日。３回目が４月の７日になっとるんですけど、この経緯を尋ねます。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

当初予算を計上する時期には、具体的にこの工事に関してどれぐらいの期間がかかるかというのは、まだ確定しておりませんでしたので、早い時期にはその大体年明けの２カ月くらいというような認識を持っていたものと思います。

ただ、私ども町としましては、この３月３１日までに工事を終了して、４月１日に開業、再開するという前提で今も調整しておりますけれども、マリンテラスのホームページでは４月５日から開業というふうになっております。

これはあの、マリンテラスに確認しましたけれども、一応、今、そういう調整をして４月１日に向けて調整を行っておるけれども、もし、何らかのことでこの工事の終了が遅れた場合に、お客さんに迷惑をかけるといけないということで、４月、今の時点では５日にしておりますけれども、これで工事の進捗状況によっては、この営業開始の時期というものは、当然４月１日になるものと考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

次に、国民宿舎は芦屋町総合振興計画のもとで、将来にわたって持続可能なものとして、効率的かつ効果的な維持管理を行うため､計画的に管理される公共施設の対象とされています｡また、国民宿舎は芦屋町のシンボルでもあり、町の活性化、財源を確保する施設として有効かつ、効果的に活用が期待できる事業であると明示されています。

国民宿舎は総額１７億８，０００万円の借金により、平成１１年にリニューアルオープンしています。その後、管理運営は平成１１年から平成１７年まで国民休暇村サービスに委託されています。平成１８年以降、指定管理者制度に移行し、１８年から２２年は国民休暇村サービス、平成２３年から２７年まではマーチャント・バンカーズ、２８年から現在のグリーンハウスとなっています。

特にマーチャント・バンカーズは指定管理者に採用されて間もなく、町に対し、事業経営が困難であり、指定取り消しを含めた納入金の大幅見直しや、町からの補塡に関する申し出を行い、協議書を提出しています。

このことに対して、町は協定書のとおり期間を満了すること、納入金額の見直しは平成２６年度以降とする。励行できない場合は損害賠償を請求するという申し出を手渡しています。

納入金については平成２３年度、２４年度はそれぞれ６，３００万、２５年度は５，５４０万、２６年度は広報に記載していません。２７年度は３，６７２万円と減少しています。２８年度から指定管理者となったグリーンハウスの納入額も２，０００万円プラス売上高の１．２％と減少しています。町の一般会計から平成２３年度以降２７年度まで４年間の繰入金が２億６，９７１万円。年平均すると６，７３４万円。指定管理者からの町への納入金は２億１，８１２万円。年平均５，４５３万円です。町の出資のほうが多くなっています。２８年度以降は２，０００万円に減少しています。そのほか町は改善修理経費の負担や、企業債の償還費用を加えると大幅な赤字経営です。そこで、次の事項について質問します。

２、要旨２ですね。休館中の従業員の補償とグリーンハウスへの休業補償はどうなっていますか。お尋ねします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

平成２９年９月に工事に伴う休業中の指定管理料の免除、それと人件費の負担及び営業経費の実費負担等について、グリーンハウスから補償に係る要望を受けております。現在、補償内容については弁護士に相談し、グリーンハウスと協議中でございます。

また、御質問の従業員の補償につきましては、グリーンハウスと従業員との労使間の問題というふうに考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

今、課長が言われましたけど、従業員の補償が調整中と言われていますけど、これはやっぱり従業員からの要望が強いんじゃないんですかね。グリーンハウスはそれを認めてないんじゃないかと思うんですけど。どう思ってますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

私どもがグリーンハウスからこの要望を受けて、そのグリーンハウスの話を聞いているときには、議員も御承知のように、現在マリンテラスでは、パートさんの雇用等がままならない状況になっております。このため、この３カ月、年明けの３カ月間仕事がないような状況になって、それを雇用しないということになると、そのまま退職につながる。そうなるとグリーンハウス自体はまた４月からの営業に差し支えるというような状況を認識しております。

このため、仕事はしないでも給料の６０％を補償して、従業員さんの雇用を継続したいという考えがグリーンハウスにあるようで、そこの金額、補償について町のほうに要望が上がってきております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

では、３番の町の公共施設総合管理計画の中で、国民宿舎の将来計画はどうなっていますか。また、平成３３年度以降の国民宿舎特別会計における財政計画の見通しはどうなっているのかお尋ねします。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

芦屋町公共施設等総合管理計画には、基本方針として、将来人口の減少や少子高齢化、スポーツ振興によるレジャー人口の変化を見据えて、老朽化等により建てかえを検討する際は、移設や集約化等の可能性も含めて、施設の適正なあり方について検討するとしております。維持管理等の適正化として、計画的な設備の更新を図るともしております。

また、平成３３年度以降の国民宿舎特別会計における財政計画では、大規模改修工事は平成３０年でおおむね終了し、国民宿舎建設における起債の元金及び利子の償還も完了しているため、歳入歳出の主なものとしましては、指定管理者納入金となっております。これにより、一般会計への繰り出しが可能となりますけれども、施設の老朽化に伴う維持管理経費も必要となることから、３３年度以降の財政計画については、今後検討すべきものと考えております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

では、芦屋町総合振興計画の目的である自立するまちづくり、持続可能な財政運営の促進を阻害する事態となっています。このような事態、状況は一時も早く是正するべきであります。そのためには、現状を検証、再評価、抜本的な改善、見直しを図った上で、一般会計財政シミュレーションを行い、公共施設等総合管理計画で取り上げるべきと考えます。

次に、要旨４に行きます。その前にですね、国民宿舎の宿泊利用率をちょっと聞きたいんですけども。現在、一般社会法人国民宿舎協会ちゅうのがありまして、その中に芦屋町は入っていますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

申しわけありません。現在、その手持ちの資料を持ち合わせておりませんので、後で報告させていただきます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

じゃあ、ランキングも何もわからんですね。後日、提出お願い申し上げます。

じゃあ４番目行きます。国民宿舎の役割と展望をどのように考えていますか。

○議長　小田　武人君

地域づくり課長。

○地域づくり課長　入江　真二君

国民宿舎マリンテラスあしやは、響灘に面した風光明媚な自然環境に位置した芦屋町の観光の拠点として、誰もが安心して楽しみながら利用できる保健休養施設と考えております。このため、芦屋町では、平成１８年度から公の施設の管理に民間の能力を活用することにより、より質の高

い住民サービスを効率的に提供するとともに、経費の削減等を図ることとして、指定管理者制度を導入しております。このことから、今後、マリンテラスの管理運営を指定管理者制度から以前の直営方式に戻すというようなことは考えておりません。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

国民宿舎には多額の予算が投入されており、将来の展望も見えない状況であります。予算の原資は我々町民が納める税金であります。

また、過疎地であり、自主財源に乏しい、厳しい財政状況にあります。芦屋町にあって、町長自身が述べている自立するまちづくり。厳しい財政状況に対応した住みやすい町をつくる。そのためには、持続可能な財政運営の促進を目的とする総合振興計画の趣旨に反するのではありませんか。現状を直視し、見極める必要があると思います。国民宿舎を民間に譲渡する計画を今さっき課長が言われましたように、譲渡する気持ちはないのかと聞きたかったんですけど、ないということで。これ改めて町長に質問します。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

マリンテラスをですね、民間に譲渡するというその言葉自体、今、初めて私は聞いたわけでございまして。おそらくここにおられる議会の皆さんも聞いたことないんではないかと思いますが。議論のテーブルに乗ったこともないし、どこからそういう話が出たのか、その今田議員が御提案されているのかどうか、その辺もわかりませんので、どういう答弁していいか、ちょっと困りますので、わかりませんということで、御勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

いや、譲渡する計画の検討はされることはないのかと聞いているんです。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

今申し上げましたように、検討も何も、そういうこと自体、そのこと自体が今まで、議員さん

からのいろんな質問の中で一度も出たこともないし、議会からも出ていない、執行部からもそういう話は出ていない。今、初めて今田議員から譲渡ということが出ましたんで。どうお答えしていいか。考えもしたことないことでございますので。そういうことでございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

わかりました。全然考えがないということですね。

じゃあ次に行きます。件名３の役場職員の休職について。

波多野町長は「魅力を活かし　みんなでつくる　元気なあしや」を将来像とした芦屋町総合振興計画を策定し、また芦屋町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン・総合戦略を進めようとしています。その進め方として、町長は町民力、地域力、職員力を掲げていますが、その中で推進力の中核となるのは、役場職員であることは言うまでもありません。その職員が、病気休暇で戦力になっていないということは、職員力が低下していることを示しており、町長の進め方に問題が生じているということではないでしょうか。組織を支える職員が健康・健全であることが町の行政発展を支える重要な要素と言えます。

以上の観点から、要旨１、休暇中の職員の状況をお尋ねします。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

地方公務員法第２８条第１項第２号の規定による心身の故障により、休職措置をとっている職員の人数は１２月１日現在で５名です。休職期間につきましては、個人に関する情報であり、個々の具体的な期間の回答は差し控えさせていただきますが、療養のための休暇及び休職期間の合計が１年を超える者は３人、１年未満は２人です。

以上です。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

その中で年度別の休職者をお願いできますか。わかり次第お願いします。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

それでは、２５年度の３月末でまず１名。２６年３月末で２名、２７年３月末で２名、２８年

の３月末で３名という形で、あと２９年２月末で６名という形の推移となっております。

以上です。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

その中でですね、この自治労が出している「職場のパワハラ依然深刻」といって６年前に出とるんですけど、このパンフレットお持ちですかね。自治労から出た。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

自治労につきましては、組合という形になりますので、私どもではちょっとその資料は今のところ持ち合わせておりません。申しわけございません。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

この中にですね、過去３年間に５人に１人がパワハラ被害に遭っとるんですね。その取り組みについて、いろんなこと書かれてあるんですよ。詳しくですね、表にして。これをちょっと参考にして、勉強されとうと思うんですけども、勉強されたらどうかなと思って今、見せたんですけど。

それでは２番の鬱など心身疾患による休職、いじめ、パワハラを受けて休職した職員に対する相談窓口はありますか。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

職員の相談窓口としまして、役場の中におきましては、総務課の人事係が担当するようにしております。また、平成２７年９月から仕事上のパフォーマンスに影響を与え得る個人の悩みや心配事を専門のカウンセラー、臨床心理士やまたは精神保健福祉士に相談できるプログラムとして、職員援助プログラム、ＥＡＰを業務委託しております。相談方法としては、電話相談やメールの相談、面接相談での対応をしております。

そのほかとしましては、福岡県市町村職員共済組合の心の相談ネットワーク、あと組合のほうから聞いたんですけど、ＮＰＯ法人福岡ジェンダー研究所に電話での相談ができるというところがございます。その他としまして、一般的な相談窓口としては、福岡県の各保健福祉事務所のほ

うや北九州市立の精神保健福祉センター内の、いのちとこころの支援センターなどが相談場所としてあろうかという形で考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

期間中の支給なんですけど、これは１年、２年、３年で退職ですか。その辺をお尋ねします。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

退職という形にはならない、という形にはなろうかと思います。結局、長期の休職という形になりますので、分減処分をするかどうかという形になろうかと。そこで３年過ぎたから自動的に退職しますよ、失職するということはないと私たちは考えております。

給与面的なところにつきましては、休職をしますと１００％から８割、１年半を過ぎると役場のほうから給与が出ないという形になりまして、今度は共済組合のほうから６割、７割程度の、それが約３年弱という形の中での給与の保障はありますけど、それを過ぎると、無給という形になってこようかと。で、給与面で給与がなくなってしまうというところはありますけれど、職員の身分としてなくなるかというところは､身分としてはなくならないという形で考えております。

以上です。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

人事管理上の監督指導、適正配置は実施されていましたか。また、２００９年、２０１６年に、今、これ見せました自治労に、見てないということで、これは何回やったかっちゅうのは質問しようかと思ったんですけど、見てないということで、これは却下します。

では、３番目の職場復帰への支援と改善について、今後どうするのかお尋ねします。

○議長　小田　武人君

総務課長。

○総務課長　松尾　徳昭君

職場復帰支援と改善についてという形で、労働安全衛生法第１８条に基づき、職員の健康を確保するとともに、快適な作業環境の形成を推進するために、衛生委員会を設置し、産業医、衛生管理者、役場職員組合等から組織し、労働者の健康障害の防止や健康の保持増進を図るための基

本となるべき対策や休職者の対応について、いろいろ審議しておりますし、対策についても検討をまず行っております。

心の健康の問題により、休職または病気休暇を取得している職員の職場復帰支援につきましては、以前は主治医の診断書のみで職場復帰の可否を判断しておりましたが、現在は、平成２８年度に制定しました職場復帰支援プログラム実施要綱に基づき、職場復帰の支援を行っているところでございます。

手順としましては、ある程度、病状が回復した後、専門の医療機関でリワークプログラム、職場復帰への訓練を受けてもらいます。このリワークプログラムでは、スポーツや認知行動療法系のプログラム、対人関係訓練や集団療法、オフィスワークなどが行われております。一定期間参加し、仕事に必要な体力・知力・集中力、対人関係の対処能力などの回復を図ります。

その後、主治医から職場復帰の診断が出たら、町からの受診命令により、指定の医療機関で受診し、セカンドオピニオンをしてもらいます。産業医は、主治医の診断とセカンドオピニオン、リワークプログラムの評価書等を参考にし、本人と面談を行い、産業医の意見を参考に最終的な職場復帰の判断を行うようにしております。

また、復職後１週目は午前のみ勤務を行い、午後からリワークプログラムに参加してもらい、２週目から通常勤務となります。復帰後も一定期間は産業医面談を受け、経過を観察します。また、必要に応じて上司は産業医から配慮すべきことの助言を受けることができます。

今後も、職場復帰支援プログラムの実施要綱に基づき、職員の職場復帰に向けての支援を継続していきたいというふうに考えております。メンタルの不調に陥ると、最低でも半年、長い方は１年以上復帰までに時間を要しますので、不調に陥る前の対策として、このＥＡＰの相談や月１回、健康相談室を開設しておりますので、その相談窓口を活用していただくような形で職員に周知をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

最後に、職員の健康上の異常は組織の不幸である。貴重な戦力を欠くことは行政の低下につながります。役場で職員の健康は、町の健康であり、町の元気は役場からであります。ましていわんや、役場は町民の健康情勢に職務を負う重要な役目であり、町民の手本となるべきです。以上の観点から、町長は役場の職員の人事管理、勤務管理、服務管理、健康管理の責任者としての立場から主治医に面会し、病気の原因、理由の実態を聞くとともに職場における対応策についてアドバイスを受け、適切な実施策を講じるべきだと考えますが、町長の見解を求めます。

○議長　小田　武人君

町長。

○町長　波多野茂丸君

当然のことながら、役場の職員一人一人というのは、非常に大変貴重な人材であるわけでございます。議員から言われるまでもなく、健康管理というのは常々、課長会議、それから政策会議等で論議がなされておるわけであります。やはり、上司である係長なり、課長なりがよくその人の動向を観察し、そしてアドバイスする。それがちょっと自分の手に負えないということであれば、人事の担当は総務でありますので、総務課長とよく相談し、そして事前に、今、総務課長がずっとケアについて説明しましたように、いろんなケアの仕方がございますので、そこに紹介したり、相談に乗ったりするというような形で、今、やっておるわけでございます。議員が言われるとおり、職員、非常に貴重な戦力でございますので、各課、各係においては不要な人材というのは一人もいないわけでございまして、それ一人欠けますと、その業務がそのほかの職員にまた負担が強いられるわけでございます。そういうことでございますので、その辺につきましては、非常に慎重に対処いたしておるわけでございます。

以上でございます。

○議長　小田　武人君

今田議員。

○議員　３番　今田　勝正君

これで質問を終わりますけども、休職者の早期復帰を願って質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長　小田　武人君

以上で、今田議員の一般質問は終わりました。

―――――――――――――・――――・――――――――――――

○議長　小田　武人君

以上でもって本日の議事は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。お疲れさんでした。

午後３時 42 分散会